

令和4年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和4年9月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介
	3番 石川 恵美	4番 村田 弘行
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 益川 教智	8番 東郷 克己
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎
	11番 山崎 有子	12番 山本 剛
	13番 鈴木 市朗	14番 山崎 敦志
	15番 橋 俊明	16番 岩井智恵子
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志	市立野洲病院事務部長	武内 了恵
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	吉川 武克
教育部長	馬野 明	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	広報秘書課長	江口 智紀
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、服部嘉雄議員、第10番、奥山文市郎議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで、東郷議員より発言を求められていますので、これを許します。

第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） おはようございます。第8番、東郷克己でございます。

昨日の私の一般質問の中で、様々な統計値を引用して質問をいたしました。この中で野洲市の統計値の中で3か所言い間違いをしておりました。

まず、平成16年の野洲市における婚姻数227件と言うべきところを277と申し上げました。正しくは227でございます。

そして、平成16年の合計特殊出生率、野洲市の数値でございます。1.50と言うべきところを1.05と申し上げてしまいました。正しくは1.50でございます。

最後に、平成28年の同じく野洲市の合計特殊出生率の数値、1.79と言うべきところを1.07と申し上げてしまいました。正しくは1.79でございます。

おわびして、訂正いたします。

○議長（荒川泰宏君） それでは、順次、発言を許します。

発言順位は昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

まず、通告第7号、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。第2番、田中陽介です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

今回は新型コロナウイルスに係る新型コロナワクチンとその効果、副作用、情報発信についての質疑をさせていただきます。

現在、世界でも有数のワクチンの接種率となった日本でありますけれども、周知のとおり、現在、世界でも有数の感染者、陽性者を計上しております。そして、ワクチンの後遺症やワクチンを受けてからの副作用、副反応、後遺症の報告はどんどん増えております。また、そういった症状があっても、医師に報告してもらえないなどという声もインターネット、それとSNS等によく上がっております。今までのコロナの説明やワクチンに説明に対して矛盾点等もいろいろ出てきていることから、多くの人が疑問を抱いているのではないかと感じます。

果たして、本当にこのワクチンには期待できる効果があるのか。国が認めたこと、製薬会社のエビデンスをそのまま信じて続けることが市民にとって本当に福祉に当たるのかということも考えないといけません。また、公務員である実施者、市でありますけれども、国が言っている、厚生労働省が言っているということだけで盲目的に従ってればいいというふうには私は思いません。

確かに公務員は法やそうした委任事務、従わなければいけないということはありますけれども、例えば政治家である首長は、その判断によって、もちろん事実に基づいてですけれども、しっかり周知の方法やその手法、そういったことを裁量の範囲で、逸脱しない範囲で行うことができます。現に大阪の南出市長等のそうした発信や周知の方法、接種券の配布の方法など、いろんな市長がそういった工夫をしてされております。そういった点から、野洲市、そして日本、それからもろもろの世界の視点からも質疑を行いたいと思います。

1 問目、ここのワクチンの予防効果についてです。

現在、世界でも有数の接種率になったわけですがけれども、このワクチン接種、最初、厚生労働省が言ったのは、大切な人のために接種しましょうと。これは大きなキャンペーンでした。CMでも確か流されていたと思います。その一方で、これだけワクチン接種が進んでいるにもかかわらず、過去最高の感染者、陽性者を出しております。さらに、政府は21日、岸田文雄首相が新型コロナウイルスに感染したと発表しました。岸田首相は8月12日金曜日に4回目のワクチンを接種されたと言われております。そこから10日目で感染されました。別に感染されたことは悪いと、そういうことではなくて、一般的にワクチン接種から2週間で血中の抗体価が最も高くなると言われております。このように岸田首相の場合は、感染予防の効果はほぼ見られなかったということになります。もちろん個人差はあるんですけれども、現在、7月、8月に入り、このオミクロンBA.5と言われているものの拡大が見られておりますが、この7割近くがワクチンの接種者であり、とてもこの予防効果というのはほぼほぼ期待できないのではないかと、これはデータからです、というふうに私は感じます。

そういったことも鑑みて、市はもちろんこの接種の実施者でありますので、その市の責任者である市長はそういった現状を、もちろんデータ等は把握はされていると思うんですけれども、どのように捉えておられるのか、まず1問目を質問させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスに係る新型コロナワクチン、その効果、副作用、情報発信についての1点目で、田中議員の予防効果についてのご質問にお答えをいたします。

現在、使用しておりますワクチンは接種開始から1年以上が経過しております。そして、この間に新型コロナウイルスは変異を繰り返し、現在ではオミクロン株が第7波として感染を拡大しております。このような状況下で国が示す従来型ワクチンの接種効果は感染予防から重症化予防へと変化しており、そのため、今般、新たにオミクロン株に対するワクチンを接種することになったと承知をいたしております。

なお、岸田首相が感染後数日で公務に復帰されたことも、現行ワクチンに感染予防効果は小さくとも重症化を防ぐ効果があったからと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今、市長の答弁からも分かりますように、予防効果というのは、

このワクチンに関してはほぼほぼ期待できない、小さいものであるということは認識いただいているということは分かりました。しかし、今、ファイザー等は国に承認申請している次の、いわゆる次の接種用のワクチン、これはB A. 1のはずなんですね。今、流行していると言われているのがB A. 5です。では、ワクチンというのは、そんなに株が変わって変異したからすぐできるものではないんですね。結局、これは追っかけ、追っかけになるということで、どんどん次の株が出てきます。だから、S A R SとかM E R Sとか、今まで、あれもコロナウイルス属のウイルスですけれども、ワクチンが作られてこなかったわけです。なのに今回、こうやって、次々とワクチン接種が推進されているということ。この株が変わっていくということにワクチンをどんどん打っていくという、そのこと自体に市長はどのようにお考えですか。一生、これを続けていかないといけないと思うんですけども、どう考えておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 非常に専門的なご質問になると思うんですけども、私は科学者でもなく、医学者でもないわけですから、新しい変異株に対してのワクチンですか、それを研究し、開発しておられるその内容まで承知をしておりますので、今、こうして、ここでどう考えるかと言われても、なかなかお答えしかねますけども、そういう科学者や学者にいろいろ考えていただいて、新しい変異株に対応したワクチンを作っていただいているものというふうに認識をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 専門的なことなので、そこは専門家に任せたらよいというような今の答弁かと思えますけれども、例えば政府ももちろん研究所等を持っておって、アドバイザーのその人たちであったりとか、いろいろおられます。一方で、全国有志医師の会、そうした会がありまして、この医師319人、歯科医師134人、獣医43人。これ、獣医というのはワクチンがすごく知見が高い人たちですので、こういった人たちが現行のワクチンは非常に危険であると、もう若者への接種等、考えを見直したほうが良いというような声明を出したり、市長がおっしゃるような、いわゆる専門家ですね。専門家の中でもこれだけ意見が分かれているわけですね。いわゆる政府の近くにおられる専門家とそれ以外の専門家。これ、では、どちらが本当のことを言っているのか。どちらが事実なのか。これはなかなか検証するのが、もう事実から見ていくしかないと思うんですね。その判断というのは本当に事実をしっかりデータ等を見て、これ、人が判断するしかないと思う

んです。だから、首長自体はもちろん国の指示に従うことも必要ですけども、そういった事実をちゃんと市民の方に伝えなければいけないと思うんですが、今、市長はどれぐらいデータのことを把握されているか分からないんですけども、厚労省のホームページとかでデータを見られたことはありますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） データを見たことはございません。国から、まあ国というより県からこういう形で接種をしてくださいという報告があって、それに応じて、接種会場の設営とか、そういうことにはしておりますけども、日本は強制して物事をしている国ではございませんので、個々の判断で接種するなり、しないなり、判断していただくということがまず第一ではないかなというふうに思っております。

以上、ちょっとご回答になっているか分からないんですけども、そういう立場でおります。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 見られたことがないと言うので、分からないとは思うんですけども、非常に見にくいんですね。PDFが山ほどあって、データも一応まとめられてはいるんですけど、すごい見にくい。そういうものを、要は個人が、市民の皆さんが仕事等も忙しい中で、市長も一緒ですね、見てないわけですね、結局。であれば、やっぱり判断ができないわけですね。テレビとか、そういったメディア等でのいろんな情報はあるんでしょうけれども、そこにべったりになってしまうというか。なので、事このワクチンに関しては大人も子どもと同じレベルですね。分からない、専門家じゃないし。なので、やはりしっかりとしたそのデータを、事実を伝えていかないと判断ができない。

学校で義務教育を教えるのは、世の中に暮らしていくために判断するための材料を教えるわけです。それと一緒に、市民の方にちゃんと自分の健康等、命を守ってもらうためには、やっぱりその情報提供を実施者、もしくは、本来国であると思えますけれども、していかないと守っていけないということを思いますが、それについてはどう思いますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市民の皆さんに接種するかしらないか、ワクチンが有効なのか有効でないのか、そういうことの判断をするための情報提供を市にということではございますけども、先ほども申し上げましたように、市としたら、国が一定の方向性を示して、そして県、そして基礎自治体へとワクチン接種に関してのことが下がってくるわけなんですね。

それに対して基礎自治体としたら、接種会場を設け、そして感染予防というより、予防をしてからの予防効果を上げるために少しでも接種を皆さんにさせていただけるようにということでの方法というんですか、方向を示させていただいているだけで、間違っただけの情報というのが、どれが間違っただけ、どれが正しいのかと。田中議員は結果を見てどうのこうのとおっしゃいますけども、それがまた正しいのかということも我々の中では判断がし難い部分もございますので、やはり国の一定の基準に基づいて進めていくのが一番ではないかなというふうに判断をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ちょっと誤解されているようなんですけども、僕は、市が何が間違っているとか正しいとか判断してくださいと言っているわけではないんです。要は、国はデータを出しているんですよ。出しているんですけども、それが市長のようにちゃんと届いていないんです。届いてないと、それがちゃんと伝わらないんですね。判断されるのはもちろん個人です。国も同じこと言っているんですよ。個人の責任ですよ。国はこれが正しいことだとは一言も言っていないんです。これは自由ですよ。自己責任でやってください。

そういうことでやっているのだから、やっぱりデータを分かりやすく出すのは市の優しさやと思うんです。国から出ているものをかみ砕いて、市民の方に分かりやすく提供する。簡単に言うと、僕はそれをちゃんとやらないといけないんじゃないですかということは今、市長に伝えているんです。国の施策は、別にワクチン以外にもいろいろあるじゃないですか、補助金とかにしても何でも。でも、それはすごい官僚の言葉で、ややこしい文章に書かれていたりするわけですね。それを事業者に伝えるときには、やっぱりそれなりにかみ砕いて説明するのが実施者じゃないんですか。それを同じようにワクチンもちゃんと分かりやすく、国が出しているデータを周知する必要があるんじゃないですかということをおっしゃっているのだから、正しいとか間違っているとかを判断しろと言っているわけではないんですね。そこは理解してもらえますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中議員が言われていることは、一定理解はできるんですけども、一応そういう情報は市として出せる範囲は出しているという認識でおります。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 出せる範囲は出しているというのは、ちょっと僕は違うかなと。

それは認識の違いかなと思います。まだあとちょっと、その辺はまた次の質問でやりますので、次に行かせていただきます。

2つ目、先ほど重症化予防が主であるということをおっしゃいました。アドバイザリーボードが18日開かれて、17日、直近の1週間の全国の新規感染者は減少に転じたんですけども、これまでも最も高い感染レベル。重症者数や死亡者数も増加傾向が続き、特に死亡者数はこれまで最高値を超えてさらに増加することが懸念されるという方針、これはアドバイザリーボードが出しました。

これが本当に数字を見て、これ、どうなんだというのは思うわけですが、こういっただけでも、重症化抑制効果があると言っているのに、弱毒性になってきているというのに、新規の重症者が増えているということを言っているわけですが、これは今のワクチンの重症者効果、先ほどおっしゃられた重症者抑制効果との整合性がどうなのかなと思うわけですが、これを市長はどのように捉えますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 重症化予防効果についてのご質問にお答え申し上げます。

今年1月に始まった新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による第6波は、第5波とは比較にならない勢いで感染拡大いたしました。今般の第7波は第6波のさらに数倍の勢いで感染が拡大しております。このように、母数となる新型コロナウイルスに感染する人数が増えれば、当然重症化する人数や死亡される人数も増えてしまうことが考えられます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ウイルスの基本といえば基本と言われることなんですけれども、基本的に毒性と広がる感染の拡大の強さというのは、基本的に反比例すると言われております。そういうことから、必ずしもこの重症者が増えているというのは、株が強いからとかそういうことではなくて、いろいろみんなもう免疫が破壊されてきているのではないかとということも懸念されます。その辺に関して、市長に言っても多分難しいと思うので、次に行きたいと思います。

3点目。また、今年に入って、この2月、3月、まあ1月から5月ぐらいの超過死亡、超過死亡って分かりますか。要は、例年、基本的にこれぐらい人が月当たり亡くなりますよという統計があります。それがベースになって、統計を取るわけですが、これは国立感染症研究所が出しているデータです。これ、4万人近くになっているんですね。こ



れ、2021年、まるっば1年で考えると、6万人か7万人ぐらいの死亡超過になります。今まで新型コロナウイルスで死亡したと言われているのはその期間で大体1万人ちょっとぐらいですかね。ということは、5万人とか、今年だけでも3万人とかが超過死亡しているわけですね。これ、何が理由なのかということ、やっぱり考えないといけないと思います。

これはコロナのせいだろうという声も聞こえてくるわけですがけれども、これ、ちょっと画面をお願いします。

資料1です。こちら、OECD加盟国の死亡率と申しますか、100万人当たりの人数なんですけど、日本って高齢化はすごい進んでいるんですけど、死亡率はすごい低いんですね。これだけ、いわゆる新型コロナでの死亡率が低くて、すごく超過死亡、普段より亡くなっている方が増えている。このような変動の理由としては、すごくワクチン接種が考えられるんですね。というのも、コロナがはやった2020年、これ、まだワクチン接種は始まっておりません。この年は超過死亡9,000人減っているんですね。いわゆるコロナ第1波で武漢型のひどいやつ、肺炎になると言われて騒がれましたけれども、本当に9,000人減っているんですよ。この何万人も増えるというのは、東日本大震災とかより、さらに多い数字です。災害レベルを超えていますということをご存じか、そしてそれをどのように、今、初めて聞かれたとしたら、それ、どう思われるかということをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の死亡率の変動におけるワクチンによる影響の如何ということでございますが、2月、3月の超過死亡者数が4万人近くあったとのことですが、その原因は議員ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症やその後遺症、あるいは合併症といったことも考えられ、専門家でない我々が安易に判断することは避けるべきだと思います。変動の理由は様々であり、今後専門機関の検証を待ちたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） もちろんこれだというふうに確定することはできません。でも、可能性はもちろんあるんですね。なぜなら治験されていないものを使って国民が一斉にやっていることというのは、ワクチンの接種と、あとコロナウイルスがはやっていると言われていること、それ以外にみんなが同時に何かやっていることなんてほとんどないわけですね。だから、可能性としては、かなり考えられるレベルからおかしいな、とんでもない

話ではないと思いますし、起こってからでは遅いといいますか、薬害、何でもそうなんですけれども、後で謝っても被害に遭った人は帰ってこないんです。ですから、現状をしっかりと見て、やっぱり現場でしっかりと判断していかないといけない。止めることはできません、当然。でもその事実を、いろんな事実を市民の皆さんに知らせることはできると思うんですよ、なぜなら国が出している情報だから。これ、恣意的につくったものじゃないんですよ。国が公式に出している情報を僕は言っているだけなので、これを分かりやすく市民の方に出すこと自体に何か問題があるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 国が出している資料を出すことに問題はないと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 出すことは問題ないとおっしゃっていただいたので、次に行きたいと思います。

次、この現状について、1つ例があります。2021年10月新型コロナワクチンを接種したその日に息を引き取った健康だった13歳の少年がおられます。少年の搬送先の病院はワクチンの副反応と関係があるのではないかという報告書を国に提出しましたが、厚生労働省が出した結論は評価不能です。

この評価不能というのが現在までの、今、資料2を開いていただいてよろしいですか。こちらです。これが7月10日時点での副反応の現状です。死者1,780人。これの中にこの少年も含まれていると思います。要は、そして因果関係が認められた事例。現在は、実は1件認められております。これ、90歳ぐらいの方が認められております。ただ、まだこの1件のみ。この1,700、今は1,800人近くになっていると思いますけれども、こうした方々は、今言ったように、元気だった。そして、その当日、それでも因果関係は認められない。つまり、補償がないんですね。一切、補償が出ません。こういったことが事実なんですね。

そして、7月10日時点ですけれども、これまでの重篤な副反応、医療機関からの報告で7,585件、製造販売業者から2万3,000件。これは一部重篤でないものも入っているということなので、もうちょっと詳しく言いますと、例えばこれから若年層のワクチン接種を進めていこうという動きもあるんですが、6月10日時点で重篤副反応と死亡の数字を今から述べたいと思います。

7歳の方、1名重篤。8歳、2名重篤。9歳、3名重篤。10歳、3名重篤。11歳、

2名重篤、死亡1名。12歳、48名重篤。13歳、44名重篤、死亡2名。14歳、45名重篤。15歳、51名重篤。16歳、43名重篤、死亡2名。17歳、37名重篤。これ、本当に接種の数とある程度は比例していると思うんですが、本当にこれから先、未来がある子たちが国が進めていることによって、これだけの被害を受けていると医師や販売者が報告しているんですね。それに対して、ほとんど因果関係は認められないという国の結論です。これ、親の立場からしたら、とんでもないことで、すごい罪悪感、すごい苦しい方々が今現状おられるということをしつかり皆さんに認識していただきたいと思いません。

このデータ、表に書かれていないものがあります。実はこのワクチンの後遺症と言われるものです。これがなかなか医療関係者からも製造報告書からも上がってこないと言われております。こういったことも含めると、もっと多くのケースが潜在的に眠っていると容易に考えられます。また、先ほど言いました91歳で女性、死亡が認められた、因果関係が認められたケースも、一時金支払われる救済認定を国は出しましたが、このケースについても、どのような作用でどういうふうに至ったかというのは発表しておりません。

野洲でもこういった副反応、後遺症等相談があったと、先日、担当課から報告を受けております。野洲市で受けた相談、そして厚労省から下りてきた報告内容について、その時期、年代や症状、因果関係の認定等を問いたいと思いますので、部長、よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、田中議員の第4問目の質問にお答えしたいと思います。その前にちょっと3問目のご質問で補足をさせていただきたいんですが、国が公表している資料、これ、超過死亡のことをおっしゃっていると思うんですけれども、確かにこの2月、3月、超過死亡が多かったということですが、その原因は、市長もお答えしましたように、まだ原因がはっきりとしているわけではございません。国が公表している資料ですので、これをかみ砕いて市が公表するというのは、これは市長がお答え申し上げましたように、別にやぶさかではないんですけれども、ただ市としてはこれまで超過死亡をあえて公表するということはしてきませんでした。この2月、3月、超過死亡が高いからといって、その原因を究明しないままに市が公表するという事は、何を伝えようとするかが不明確になって、かえって市民の不安をあおるということにもなりかねませんので、ちょっとそのあたりにつ

いては慎重に判断をしていく必要があるのかなと、担当部長としてはそのように考えております。

それでは、4点目の質問にお答えをいたします。

予防接種法に定める定期の予防接種につきましては、法で定められました予防接種健康被害救済制度というのがございます。これまでに健康被害について市にいただきました相談件数、これは19件ございました。このうち、制度に基づき野洲市から厚生労働省へ進達した件数、これは野洲の調査委員会が終わりました、今後、厚生労働省へ進達するだけという予定も含めまして、現在8件ございます。さらに、そのうち厚生労働省から新型コロナワクチンとの因果関係が認定をされまして通知を受け取ったものが2件となっております。時期はそれぞれ令和4年3月と7月、報告を受けた年代の方、対象の方は20代と40代、症状につきましては、接種後のアナフィラキシーショックと急性アレルギー反応でございます。この2件は共に通常起こり得るというふうに想定をされております副反応の範囲を超えておりまして、その原因が新型コロナウイルスワクチン、この予防接種を受けたことによるものであるというふうに厚生労働省から認定をされたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今、説明いただいたように、野洲市でも19件の方ですね。19人と考えていいですね。がそうして訴えてきておられると。なかなか因果関係、本人も正直難しいところです。体調が悪い、何かというのが本当にそれぐらいなのかと判断しようがないですし、分かりません。ただその中でも、野洲でこれだけの方がおられるということは事実ということですね。

そして、先ほど部長から説明していただいたので、それに関連して質疑させていただきますけれども、データを出せば、市民に不安を与えてしまうのではないかなということをおっしゃいました。この因果関係というのは、正直、多分出ないと思います。分からないと。本当にこの超過死亡が何かというのを専門家が出すタイミングというのは、多分これが何10年も続くとか、その時点にならないと、はっきりそんなもの多分言えない。これは放射能とか目に見えないもの場合は大体そうだと思うんですけども。だから、そうじゃなくて、不安になるようなデータが出ているんだから、それはちゃんとみんなが考えないといけないものじゃないですかというのを僕は思うんです。原因がどうかとか、そういうのはもちろん皆さん注目していただいて専門家がどう言っているのかとか、皆さん

がそれぞれそれは判断されることであって、国が出しているデータで、これを知ったら国民が不安だから出さんでおこうと、そんなものはちょっと僕は行政としてよろしくないのではないかな。むしろちゃんと示してあげて、こういうものが出ているけれども、どう考えるのかはそれぞれしっかり考えてくださいというふうに出すのが筋ではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

特に超過死亡に関しましては、確かに原因が分からない。市としては、対応の取りようもない情報です。恐らく、これはだから、国レベルで分析をしっかりとされて、対応をされる必要があるものでありまして、これに対して、先ほども言いましたように、これまで一度も発表してこなかったのに、ここに来て唐突に超過死亡率が高いですよという情報を出すことに何の意味があるのか。対応自体が市として取れないと言っているのに、不安だけをあおってしまうということに対しては、ちょっと、やはり慎重になるべきではないかというふうに考えます。

特にこの時期に超過死亡率を話題にするということは、結局、暗にコロナウイルス感染症、あるいはワクチンとの関連を示唆してしまう懸念もありますので、そういった部分も含めて、ここは国が公表することにお任せをしておくほうがいいのではないかな。市があえてそこを強調して出していくということに対しては、ちょっと偏った情報提供になるような気がします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） すみません。それが偏った情報提供になるのかどうか、僕は全く理解ができないんですけれども、国が出しているんだから、国民に周知、ちゃんとしないとむしろいけないんじゃないかと僕は思います。

次、5点目に関する事で、結局、いろんな超過死亡等に関しても、専門的なホームページで、さらにその先に進まないと知ることはできません。厚労省のホームページもすごい見にくいです。そういったものをちゃんとかみ砕いて、別に開設しろというわけじゃないんですよ。要は、ぱっと一目でいろんなことが事実、今、どういうことが起こっているかを分かってもらい必要がある、そういう情報公開、周知が必要じゃないですかと言っていますが、それは政治的な判断でもあると思うんですよ。これを市が本当にする必要あるかないか。市長がしなさいと言えば多分できるし、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ちょっと言い方を変えますけれども、超過死亡という専門的な用語で出す以前に、現在コロナウイルス感染症による死亡者数、これが感染者数を含めてですけども、絶対数が非常に増えているということ自体については、既に市民に周知をされているところです。実際、昨年8月、1年前の5波から7波にかけて、それぞれのピーク時の感染者数を比較していきますと、第5波から第6波にかけてでも恐らく3倍以上、さらに6波から7波にかけても3倍以上、だから昨年1年前の5波から7波にかけては恐らく10倍ぐらい感染者数が増加しています。ということは、死亡率、あるいは重症化率が変わらなくても、その絶対数は単純に計算すると10倍ぐらい増えているわけです。ここで死亡率、重症化率が、例えば2分の1、4分の1になっていたとしても、母数が10倍に増えていれば重症化する人、あるいは亡くなる方の絶対数というのは当然増えていっています。これが昨今のニュースとかで報道されている過去最大人数の方が亡くなっていますという情報だと思うんですけども、そういったかみ砕いた情報が既に十分周知をされているというふうに認識をしています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） なので、そういう情報は出ているんですけども、でもそうじゃないところの、私が指摘しているような副反応であったり、超過死亡であったり、そういうところはないわけですね。コロナの死というふうに死亡者が増えているとおっしゃいますけれども、これは本当にコロナが直接関係しているものともともとの基礎疾患、もしくは高齢化等の普通の肺炎でも年間10万人死んでいるわけですね。その中で風邪でも人は亡くなりますから、そういったことのなかなか精査は正直難しい。だから、その年齢であるとか、いろんなちょっと細かいことを見ないと難しいわけですね。なので、そういった情報と同じように扱ってほしいんですね、そちらのほう、まあ言うたら、反対側というか、ほかにも原因があるかもしれないとかいうことも含めて、しっかり僕は情報を出したほうが、これは市の役割だと思っています。

次に行きます。

また、このような状況で厚生労働省、15歳から11歳のワクチンについて努力義務を示すというふうに出ています。これ、資料3を。これが資料3となっておりまして、死亡者の割合ですね。これで見たら分かる通り、20歳以下の新型コロナでの死亡報告

は22人。大体50万人に1人。野洲の20歳以下の人口は約1万人。これに対して、陽性反応が出たほかの疾患での死亡も恐らく含まれていることを考えると、実際に新型コロナと言われるものにかかって亡くなる確率はもっと低いと考えられます。

一方で、ワクチンによる20歳以下の重篤報告数は516人。死亡報告数は9名。コロナウイルスは自然のもので、そういうことはできませんが、ワクチンに関しては打たなければ起こる確率はゼロなわけですね。現在コロナ感染症と言われているのは若干事実からこういうものだという、こういう死亡の現状やこういったものを市民の方の選択肢、選択するためにしっかり周知する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチンに起因するのは副反応等々の、情報提供についてですけど、全国レベルの数値については、あるいは当然、通常想定される副反応の内容については、接種券の発送時に資料として同封をしてお知らせをしております。ただ、例えば市内の個々具体の事例につきましては、先ほども申し上げましたように、明らかに健康被害であるというふうに市内で認定されたのはまだ2件しかございません。非常に事例が少数であるということ、それから健康被害の疾病というデリケートな個人情報ということもありますので、場合によっては個人が特定されてしまう可能性があるといったことを勘案すると、安易に公開すべき情報ではないというふうに判断をしております。

また、ワクチン接種後に起こりました重篤事案、あるいは死亡事案、これは報告をされている全ての事案にワクチンと因果関係があるという、現在認定をされているわけでもございませんので、市民への情報提供等につきましては、その時期も含めて、統計資料として出せるようになるまでちょっと慎重に判断する必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 個人的ないろんな内容については、個人情報の面も管理を考えてということで、一定の理解はできます。ただし、例えば僕が今出しているこのデータ、もう一回、3を見てもらっていいですか。このデータなんかは国が発表しているものですし、例えば若い世代の方が接種するかどうか、これが本当に必要かどうか等を判断してもらうのに非常に有用なデータではないかなと思います。これと先ほどのワクチン副反応のこう

いったもの、これ、年齢別のやつも調べていったらいろいろあるわけですけども。じゃ、国は何でこんな細目に細目に発表しているんですかということなんです。ほんまに統計でまとめてどんでいいんだったら、国もそうするでしょうという。国がこうやって細かく出しているのは、判断を市民、国民に任せている以上、そのデータを出さないと後で責任を問われるから。だから、ちゃんとこういうものを出している。であれば、それをちゃんと市民に伝わるようにするのは我々実施者の責任ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチン接種につきましては、今後5歳から11歳の子どもさんについても、例えば努力義務化されるというふうなことになってきますけれども、これは、市としてはこれまでどおり強制をするつもりは一切ありません。あくまでもご本人さん、あるいは保護者さんの判断によって接種をしていただく。あるいは、接種したくないという方にそこを勧奨していくということも考えてはおりませんけれども、ただワクチンを接種するかどうかの判断材料となる資料につきましては、これまでどおり必要に応じて、可能なものについてはしっかりと提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） すみません。その回答はずっと何回も僕にご質疑させていただいてもらっているんで、させていただきますが、しっかりとというのはどういうことなのか、ご説明をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 国が提供している情報は非常に専門家が分析をされている専門的な情報、だから市ではなかなか十分かみ砕けない部分もありますので、そういったところは、結果として取捨選択をせざるを得ないということがございますので、だから何が何でも国が出した情報を100%市がかみ砕いて提供するというのは、これはちょっと実質難しいところもございます。そういった意味で、市が提供できる範囲においてしっかりと提供していくと、こういった意味でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） もちろん国の出しているものを隅から隅まで提供してみたいなこ



とは市民の方も絶対見られませんし、やはり、でも我々人間じゃないですか。親でもあるし、一人の人間でもあるし、そういう人間が、じゃ、自己責任でやりなさいと言われていて、補償はほとんどないものに関して進めていく中でどういう情報が、じゃ、あったら判断、いろいろできるのかな。そこは想像力だと思うんですね。

今おっしゃったように、不安が出るようなデータは出さないじゃなくて、不安が出るようなデータだからこそちゃんと伝えないといけないんじゃないですか。それ、だって判断するときに見たら不安やし、不安にならざるし、やめとこうと、それはないでしょうというのが、僕は親としてもそう思いますし、一人の人間としてそう思うわけですけども、そういったところの判断をしないといけないと思うんです。それは機械的にはできないものです。なので、それは政治的な判断になるのか、官僚的な判断になるのか分かりませんが、多分機械的な判断ではできない、じゃ、どこまでどういう情報がいいのか。それは本当に心で考えるしかないと思いますので、そういったところで本当に、これ、ちょっと市長に最後問いますけども、市長も親であり、おじいちゃんでもあると思うんですけども、まさに自分の子どもたちとか孫たち、僕らも全員そうですけども、そういったときにどういった情報、不安があるから見せないじゃなくて、ちゃんと全て開示した上で判断していかないととんでもないことになると思うんですけども、その視点でもう一度考えていただいて、もう一度ちょっとデータとかも見ていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 子どもはもういい年していますので、自分で判断しておると思うんですけども、孫に関しましては、やはり私も孫に何かあれば自分で調べて、どうかこうかということ、やっぱりしたいと思います。それだけの、今、世の中にはいろんな情報が錯綜もしておりますけども、調べるのには十分いろんな方法があると思いますので、私個人的な考え方なんですけども、市が出しているからそれが正しいとか国が出しているから正しいとかいうだけでなく、いろんな情報は恐らくそのときになったら、入手するために努力はすると思うんですけども、一定、先ほども部長申しましたけども、提供できないわけではないんですけども、国が出している情報というのは一定市民に出せることは出していけるのではないかなというふうには思っておりますが、不用意に混乱が起こるような情報というのは控えめにしたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第8号、第13番、鈴木市朗議員。

○ 13番（鈴木市朗君） 13番、鈴木でございます。

一般質問に入る前に、先月24日に1代で世界的企業に育て上げられた稲盛和夫さんが死去されました。京セラの稲盛さんに対しては、我が野洲市にも多大な貢献をしていただいております。ちなみに、平成22年、私が議長を拝命していたときに、今の野洲工場に新しい世界的に有名な半導体工場を新設されました。そのときに私も竣工式の後に見学に寄せていただきました。そのような立派な方がこの野洲市に工場を持って、我が野洲市に大きな貢献をしていただいたこと、まあ90歳で亡くなられましたが、この場をお借りして、お悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

長い間迷走してきた市立野洲病院整備事業が関連案件の議決により、いよいよ緒に就くことになりました。全員協議会での説明及び9月1日付人事異動によれば、病院整備に関する意思決定の仕組みは、病院事業管理者、病院事業顧問、病院に新しく設置の新病院整備部、市長直属の健康福祉部、新病院担当政策監を配した三すくみを上回る、言葉として成り立たないが、四すくみの中で進捗させていく意思表示と受け取りました。

また、この構図は少し端的表現ですが、市長が議会発言などで「私は病院整備は詳しくなく、素人」との発言からの産物と私は理解をしております。この構図は、結果、意思疎通の滞りやそご、決定に至る効率の悪さ、市長意向への忖度などの弊害などなど大きな懸念があります。また、この構図は、市民に到底理解が得られないものと思っています。

さきの6月議会で私は「施設建設を伴う病院施策は、全市民に等しく医療を提供することは可能ですが、立地的に等しく満足していただくことは不可能であります」と申しました。まんじゅうのあんこ、まんじゅうの皮、不公平は避けて通れません。市民の命と健康を守る施策の原点は、収支において健全な運営が継続可能なことが大前提であり、より多くの市民があんこの恩恵に預かれる立地を選択することが健全の施策ではないでしょうか。

さて、関連案件の議決を見た中、市長は「プール跡地での病院整備を決定したのではなく、新予定地が最適だという根拠を示すための予算で、場所の決定を断行するものではない」との新聞報道や同様の話が漏れ聞こえています。プール跡地での新病院整備提案では、適地であるとの確たるエビデンスが示されておられない状況であります。このタイミングで「新予定地が最適だという根拠を示すための予算で、場所の決定を断行するものではない」との市長の意思表明は誠に当を得たものと評価できます。

病院立地の選定に当たっては、行政の施策、市民の意向などにより、自由度があると考

えます。しかし、最終的には議会に委ねられています。そのためには議会に提案される提案が恣意的であってはならないことは大前提であります。

プール跡地での病院整備はいくつかの極めて重要な懸念が提起されております。自然災害につながる地政学的懸念、同じく地政学的地盤に関わる建築可否、高压線送電による人体への影響など、懸念が提起されています。しかし、これらは費用面で市の財政に見合うものかの検証が大前提であります。建築技術、また電波防御技術など、専門家に委ねた学術的エビデンスのもと、解決可能な課題でもあります。

さて、公的である市立野洲病院整備に求められる最も大きな課題、難題は、将来的に安定的な経営ができるか否か、この1点であります。先ほども申し上げましたが、施設建設を伴う病院施策は全市民に等しく医療を提供することは可能ですが、立地的に等しく満足していただくことは不可能であります。私の考えに照らせば、プール跡地での病院整備の市長の考えに違和感があります。市立病院は病院事業会計で運営されていますが、継続的な負の収支問題が生じれば、一般会計から補てんが必須となり、市民病院の破綻、市財政の破綻懸念など、ゆゆしき事態を招きます。

さて、今申してまいりました事柄に関して質問をいたします。

1点目、市長、健康福祉部病院整備担当、病院管理者、顧問、病院整備部との関係性及び意思決定はどのようにして行われるのか、その仕組みについて問います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 鈴木議員のご質問、市長、病院整備担当、病院管理者、顧問、病院整備部の関係性及び意思決定の仕組みのご質問についてお答えをいたします。

まず、市長である私は病院の開設者であり、地方公営企業法第8条の規定に基づき、予算の調整や議案の提出など、公営企業である病院事業の最終的な責任を担っております。

次に、病院事業管理者は同法第9条各号に列挙される担当事務のとおり、病院経営の全般に関して広範かつ包括的な権限を有しております。

また、新病院整備事業を推進する役割について、端的に申し上げますと、整備場所については市長である私が議会の決定に基づき責任を持って定め、それに沿って病院事業管理者が病院経営の方策を決定されます。

現在、新たな整備場所における基本計画案の成案化に向けた検討を進めており、これまでご説明申し上げているとおり、11月議会定例会において、新病院整備の事業化予算の可決、成立をもって、新たな整備場所での事業決定をいただきます。

このため、市長部局の組織として健康福祉部地域医療政策課を置きつつ、9月1日付で病院事業管理者を任命すると同時に、その補助組織として新病院整備部新病院整備課を配置しているもので、いずれの職員も併任発令とし、新病院整備を円滑に推進し、早期実現するために組織強化を図っております。

さらに、市民病院整備事業に関して、地域医療、病院経営に精通したアドバイザーとして、野洲市市民病院整備事業顧問を委嘱しており、非常勤の特別職として、市長や病院事業管理者、関係職員に対して必要に応じて指導、助言をいただきます。また、病院長には医療の運営に関する事項に特化して担っていただいております、鈴木議員が受け取っておられる三すくみの体制ではなく、そのような状態とかけ離れたものであり、新病院整備、病院経営、医療運営について、それぞれの役割分担とその責任を明確化したものであり、一層強化した組織体制としたものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） ただいま、市長にそれぞれの役割分担について説明をいただきました。その中で、私が感じるのは、こうして新たに人事異動、新聞にも載っていましたが、そうした中でうまくお互いが調和を取って、前へ進めていけるかというようなことをまず、まあこれは出発ですから、やってみな分からないと思いますが、そうした事柄についてどういように市長は協調を図っていかうとされるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） いつも私も至るところで申し上げているんですけど、私は医療従事者でもございませんので、医療に特化したことに関してはいささか勉強不足でもありませんし、その点を病院事業管理者にお任せをして、いろんな病院内での、今後病院を整備していく中で病院長と一緒にあってそういうものをまとめていただけるという1つの区割りというんですか、分担をした中で、私は、やはり場所について議会、予算、そういうものを提案させていただいて進めさせていただくというすみ分け、分担割りをした中で進めていくわけですから、そのほうが本当にスムーズに早期実現していくのではないかなというふうに考えてのことでございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） ただいまプール跡地で実行した場合のことを踏まえて回答をいただきましたが、ちょっとプール跡地の件で送電線が走っていますね。あれはここには、質問項目には挙げていませんが、地上権の設定なんかはされていますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 電線については、地上権は多分つかないと思うんですけど、これ、政策監のほうから答えさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 鈴木議員ご質問の高圧線の土地に関する地役権の設定、地上権の設定かと思えますけれども、こちらにつきましては、登記簿のほうで設定をされているということも確認をしております。その範囲でございませけれども、先般来お示しをさせていただきました影響がある範囲として図面を図示させていただいた、あの範囲の中では影響があるということでございますので、それ以外のところで建設を進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 地上権が設定されているということは、かなりの制約があるということに間違いはないわけですね。どうですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 権利の制約があります範囲が示されておりますので、その範囲外のところで建設を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 当然地上権が設定されておれば、間なしに年いくらかの補償がついているわけですね。その点についてはどうなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 補償関係につきましては、少し調べておりませんが、我々体育館の敷地の一部を病院敷地とさせていただくその設定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地上権が設定されておらないエリアをもって、病院整備を進めていきたいというふうなことでございますので、特に影響はない、問題はないというふうな考えている次第でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 私は今、その問題があるないというようなことじゃなしに、市有地に対して送電線が走っている。そこで地上権が設定されている。市有地に対して、年

にいくらかの補償が下りているのかなど。この病院建設に対するその部分だけを言うてらんじゃないんです。市有地全体を言うてらんわけなんです。当然隣接していますからね、病院建築予定のところ、その辺はどういうことなんですかということをお尋ねしています。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 少しまたお調べをさせていただきたいと思います。市のこういった補償をされているかということにつきましては、今、承知をしておりますので、また後ほどご説明させていただけるような機会を持って、ご説明させていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 送電線の下はどこでも地上権を設定され、年間いくらという形で補償されている。そういう形と違って、一時金でばっともう補償している場合もあるわけなんです。だから、そういうことについても、今後調査していただきたいということをお願いしておきます。

2点目の質問に入ります。

整備に至るまでの進捗に対し、市長が決裁する事項、案件はどのようなものになるのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の整備に至るまでの進捗に対する市長決裁事項についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問でお答えいたしました。鈴木議員が懸念されている意思疎通の滞りやそご、決定に至る効率の悪さといった弊害要素は考えられず、市長と病院事業管理者の担任する事務は地方公営企業法に明確に定められているとおりであり、それに基づき決裁するものでございます。

まずは、今回ご就任いただきました病院事業管理者のご経験と知見を最大限発揮いただき、病院経営をいただく中で、市長である私の権限となる予算の調整や議案の提出に関するような重要な事項については、あらかじめ病院事業管理者と意思疎通を図り、円滑に事務事業を推進するために事前協議や報告を随時行っていただくよう努めてまいります。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 再質問させていただきます。

前段でも申し上げておりますが、意思決定に至るプロセスにおいて、この仕組み自体に

意思疎通の滞りやそご、また効率的に危惧があると私は思います。今、質問いたしました2点に関連し、健康福祉部、病院整備担当、病院管理者、顧問、今、ここに私が挙げますが、その四方、ご自分たちはどのような職務分掌と認識し、この大役をどのように果たしておられるのか、お伺いしたいと思いますが、管理者もおられませんので、これは無理です。また、病院管理者の件に関しては、次の質問で、ちょっとおられないけれども、触れさせていただきます。

今、効率的に危惧があるということをお、私が申し上げましたが、市長はこの組織に関して、どのように思われますか。効率的な。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1問目のご質問でも申し上げましたとおり、病院事業管理者は医師であり、病院管理に関しましても、様々な点でよく周知された先生でありますので、病院内での様々な事案、項目、そして検討しなければならないこと等につきましても、スムーズに病院長と一緒に図っていただけるものと考えております。したがって、私は、先ほども申し上げましたとおり、予算の調整や議案の提出に関するような重要な事項について、管理者と協議をして進めていくということになりますので、効率は悪くなるというよりも至って効率のいい方法であると。そしてまた、病院整備部病院整備課につきましても、管理者の補助の職員として補助をしていくわけですから、これもまた至って効率的ではないかなというふうに私は考えております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） こういう体制で臨まれるわけですから、その効率を無駄にしないように、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

次、3点目に入ります。

巨額の市財政を投じての病院整備であります。立地選定に当たって最重要視しなければならない要件は、市立病院が継続的に存続し、市民の命と健康を守ることに寄与できるかどうかの経営シミュレーションが不可欠であると考えますが、いかがお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の市民病院が継続的に存続し、市民の命と健康を守ることに寄与できるのかどうかの経営シミュレーションについてお答えを申し上げます。

これまで特別委員会においてご説明いたしました野洲市民病院整備の新たな方策における重要な視点は、新たな整備場所において病院経営の成立は必須であるとともに、市財政

や病院事業会計への過度な負担とならないこととしております。そのため、基本計画等素案修正支援業務において、新たな方策の精度を高めるために、事業収支シミュレーションの更新、修正のほか、概算工事費及び建築関連総事業費の算定のほか、基本計画等、参考案の作成、提示の支援を受けて検討を進めているところでございます。

特に事業収支シミュレーションの検討に際して重要な要素は、基本構想の確認とともに、病床数、病棟構成の再検証であり、特徴ある病棟構成の検討とともに、新たな整備場所における健診事業等の収益見通しや建設工事関連のハード面、シャトルバス等の交通手段支援に関する費用等のほか、駅前での病院事業債の償還や社会資本整備交付金の返還なども含めた財政負担の影響も適正に反映するものと考えております。

これらの検討に際しては、病院事業管理者の主導により、市立野洲病院内の各部門の意見を踏まえて成案化するよう指示しております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） この病院経営については、やはりきちっとした財政シミュレーションが、それは大変重要なことになってくると思います。それによって、病院経営は成り立っていく。私はこの件に関して、病院管理者にご回答いただきたかったんですが、今日はお見えにならないということです。

例えば、駅前Bブロックより郊外に病院を建築されるということです。交通の便、様々な面から申しますと、大変便利の悪いところに病院を建てようとされております。そうしたことについて、やはり健全経営をしていくには、まず何より優秀な医師の確保、あるいは看護師さん、それぞれそういうことに関わっていただいております理学療養士、レントゲン技師、そうした方を、今後その交通の便の悪いところに病院を建てるということですので、医師の確保、看護師さんの確保をどのように管理者は考えておられるのか。市長に聞いてもしょうがないね、私はここに管理者と書いていましたから、答弁者。今日はお見えにならないので、非常に残念です。だから、答えられる範囲内で答えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 鈴木議員のご質問、再質問でございますけれども、まず通勤手段の関係かというふうに思います。特に今現在、常勤スタッフの方々の通勤手段を5月の特別委員会資料の中でもお示しをさせていただきましたけれども、その中で医師の先生方18人のうち9人は野洲駅を利用して通勤されているというような状況でございました。また、その他医療職におきましても13.6%、事務職を合わせまして、全



体で17.5%の職員が野洲駅を利用されているというような現状でございます。

こうした現状の中で、これらの方々がどういうふうな方で、どのような状況で新しい整備場所に通勤いただくのかということにつきましては、もちろん今後も十分協議をさせていただく中で決定をしていただくわけでございますけれども、一定、5月の段階でお示しをさせていただきましたのはシャトルバス等も運行させていただくというような中で、一定の解決が可能であるというふうに考えておる次第でございます。

また、医師の確保につきましては、9月1日から管理者を設定いただきました。特に滋賀医大との関係性を確保する中で、大学との医局のつながりを重視しつつも、医師を確保できるように引き続き協議いただくというようなことでございますので、併せ持つての回答とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 滋賀医大の医局と調整しながら、医師確保を目指していくというご回答でございました。いろいろと聞いておりますと、この医学界ほど学閥のきつところはないうですね。そして、この15年ほど前でしたかな、研修医制度が変わっております、15年ほど前にね。15年以前は、その大学の医学部を卒業した者はその大学で研修をするということが、これが常識的でした。ところが、年代は忘れましたが、サイトウ、フルネームを忘れましたが、確かその方が厚生労働大臣だった頃、研修医制度をがらっと変えて、卒業された医学生はどこへ研修に行ってもいいという、そういうような制度に変わってまいりました。ですから、研修医たちは設備のいいところ、給与のいいところ、交通の便利がいいところ、そういうところを選んで、研修生たちは自分の学校の医学部に残らないで、私が今申し上げました、そのような自分にとって好条件のところ研修に行くようになりました。その結果が、今、滋賀医大といえども、医局にはそんなあり余った先生は数少ないと。あり余ったと言ったら、失礼になりますが、多くの先生はおられないと、これは私の考えですよ。こう言っています。

ですから、医師確保というのは非常に難しい問題です。そうたやすいもんじゃありません。そういうことを念頭に置いて考えていただく。今日は管理者がおられないので、政策監に申し上げても仕方がないです。また、管理者がおられるときに、必ずこういう話を持ち上げていきたいと思っております。

それでは、再質問に入らせてもらいます。

経営シミュレーションは甚だ厄介なことであり、お聞きしている病院整備に関われる方々は恐らく不可能と考えます。経営シミュレーションは、専門的能力、知見、経験を有する外部の第三者への依頼により得られるものと認識します。

なお、シミュレーション依頼に当たっては、現病院はどうしても整備しなければならない宿命があります。したがって、現市民病院、プール跡地整備病院、万が一に備えて、駅前整備病院も含む三者比較によるシミュレーションをしていくことが賢明と考えます。お考えをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 鈴木議員の再質問でございます。

現在収支シミュレーションにつきましては、基本計画の成案に向けた検討作業の中で、受託者でありますコンサルとともに検討を始めたところでございます。基本計画につきましては、一旦、Bブロックでの基本計画の素案という状況でお示しをさせていただいたものがございます、成案化になってございませんけれども。最終的には、その素案と比較するような形でご提示させていただけるような工夫をしてみたいと、資料の体裁につきましては、そのように考えてございますので、またご覧をいただけるように努力してみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 駅前Bブロックでの素案を基にということですが、野洲病院に来院されている方の調査がありましたね。そのときに19.6%でしたかな、確か。その方が自力来院されております。ですから、例えばプール跡地に行った場合、この19.6%は自力来院されている方、こうした方々の、要するに手だて、そういうものはどのようにお考えなんですか。まあ端的に言えば、今の現野洲病院、シニアカーで通っておられる、自転車で来られる、杖をついて来られる、そういう方が19.6%おられるんですよ。だから、そういう方の扱いというのは今後、病院経営に対しては非常に大事なことになってまいります。そういうふうな方々に対しての配慮というのか、そういうことはどうなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 少し切り口といたしまして、経営面での対応とそういう方々への配慮ということにつきましては、少し分けてご説明をさせていただきたいと

思うんですけども、まず現在の野洲病院に通院いただく方々、近隣の方々が徒歩で来られているという状況もございます。こうした方につきましては、5月の資料の中でもご説明をさせていただいておりますとおり、シャトルバス等で工夫してまいりたいというふうに思いますし、コミバスの路線につきましても、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、経営面で言いますと、新しい整備場所におきましても、その周辺の住宅地からも十分歩いてこられる方もいらっしゃるということも考えますと、大きな影響はないであろうというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 私は温水プール跡地のところでできても、自力来院されている方は19.6%には絶対届かないと思います。そしてまた、国交省が進めておられます立地適正化計画、要するにコンパクトシティ、そういうものをそういうものから外れたところへこういう病院を持っていくということですね。あくまで、こういうようなことをしてしまうと、国交省が立地適正化計画で示していることに反するということです。国交省に盾突くようなことになります。そうしたことが起きれば、今後、野洲市における道路、河川、様々なインフラ整備に国交省が予算を見てくれない場合があります。そうしたときの対応はどうされるんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいま立地適正化のこと等々申し上げられましたですけども、国交省とは今、本当にいい関係で、国にも行っておりますし、近畿地整のほうにも足しげく通っておりますし、一定のご理解は得ているものというふうに認識をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 今の市長の発言では、国交省とはうまくいっているということですが、全国的に立地適正化計画というのは国交省が打ち出している、それにもう反しているわけということは間違いのないわけですね。反しているわけですか。立地適正化計画はどういうことか分かっていますか。分かったら、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） まず、各種計画との整合という観点からご説明をさせていただきたいんですけども、関係計画につきましては、お示しをさせていただいて

おりますとおり、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、これらの諸般の計画との整合を踏まえて、病院整備を進めていくというのが大前提になりますので、そうした整合を検証しながら、今後必要に応じて一部見直しも実施をしてみたいと考えております。その時期につきましては、5月の資料の中でもお示しをさせていただいておりますとおり、令和5年度にかけまして、計画を修正してみたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 再々質問いたします。

シミュレーション結果は、将来の野洲市民の命と健康を守り、野洲市の健全な財政運営の礎となる極めて重要な事項でもあります。シミュレーション結果は市民の代表である議会への開示が必須ではないでしょうか。生の情報、生のデータを共有しようではありませんか。開かれた市政が今こそ求められています。お考えを、先ほどと同じく病院管理者にお聞きしたいと思います。ご不在でございますので、どなたかお答えしていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 事業収支計画、収支シミュレーションにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、丁寧な積み上げの作業を現在しております。そうした中で、最終的には比較検討した結果をお示しするわけでございますけれども、できるだけ詳細なデータにつきましても、根拠あるバックデータとともにご説明をさせていただきたいというふうに考えております。また、特別委員会等でご提示をする予定でございますけれども、その前段でも、評価委員会等を踏まえまして、根拠あるものとさせていただくように考えている次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 郊外型の病院で運営する場合は、診療科目の中で何か特化した診療科目がなければ、その病院運営は成り立ちません。ちなみに、今回の場合は、野洲病院は二次医療でございます。二次医療の場合は特化した科目がございません。おおよそ滋賀県内の郊外型の病院を見ると、何か心臓外科、心臓内科、糖尿病、そうしたような特化した科目が必ず1科目ぐらいあります。二次医療でそのような特化した科目が設けられません。財政が厳しくなる。これ、本当に市の財政を持ち出すということになっては大変な

ことになります。それは、今、ここにいる我々議員の責任でもあります。そうしたことがないよう十分気をつけてかかっていたきたいことをお願いしておきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

布施政策監より発言を求められておりますので、これを許可します。

布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 議長のお許しをいただきましたので、先ほど鈴木議員の一般質問のご答弁の中で、私のほうから回答させていただきました送電線に係ります登記設定の関係でございます。地上権というような言い方をさせていただいた場面がございましたけれども、登記簿を確認いたしましたところ、正しくは地役権の設定がございました。参考までに申し上げますと、野洲市富波甲1339番地の1筆でございまして、昭和57年に地役権が設定をされておったということでございます。

以上、報告、訂正をさせていただきます、おわび申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） それでは、2点目の野洲小学校教育環境整備についてお尋ねをしたいと思います。

現野洲小学校は、明治6年8月31日益行学校として創設、明治21年1月21日に現野洲小学校の位置に移りました。その後、昭和22年4月1日野洲西小学校と改称、昭和50年4月1日野洲小学校と改称、東校舎及び体育館竣工。昭和58年4月1日北野小学校に分離、市三宅、竹生、久野部、栄の児童600名が北野小学校へ移り、昭和59年3月総工費8,300万円を投じて竣工したプールは現状、漏水など老朽化が著しく、また水泳教室の変化もあり、維持管理が困難な状況にあり、プール環境は教育環境上好ましくありません。

そこでお伺いをいたします。

1点目、プールは令和2年度から使用がなく、令和3年度は野洲市健康スポーツセンターサニネス使用による水泳教室を行うとお聞きしたが、教室実施回数、参加児童実績はいかほどになっておられますか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 鈴木議員ご質問の野洲小学校教育環境整備については、整備に関することですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

令和3年度は野洲小学校の全児童がサンネスを利用した水泳学習を行いました。当初は18日間の学習予定でしたが、8月から10月は緊急事態宣言の影響により、12日間の実施となりました。このことで水泳学習を4回実施できた学年もありますが、1回の実施となった学年もあります。

最後に、延べ利用人数は1,929名でした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） ただいま詳しくお答えいただきまして、ありがとうございます。

例えば、そこへ行く交通移動手段、そしてこのサンネスの利用料等はどのような形になっておりますか、お伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、交通手段ですけれども、バスを借り上げさせていただいております。一日2往復の場合はバス単価9万5,260円、3往復の場合はバス単価13万2,440円と、そういうふうになっております。

それと、施設利用と指導料込みで野洲すいむ8と契約をさせていただきまして、昨年度で申しますと、439万5,600円というふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） このサンネス利用は野洲小学校だけということですね。これに関して、児童の反応はどうだったんですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えさせていただきます。

指導者が水泳に特化した方に教えていただいたということもありまして、児童さんの感想としましては好評であったと、そういうふうに伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 2点目に入ります。

当該プールは令和3年度上半期に解体設計、下半期に解体。工期9か月程度。跡地は確定した利用予定はないが、当面職員駐車場を考えているとお聞きしたが、その後の進捗状況をお伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲小学校プールについては、令和4年度予算で解体事業を進めさせていただいております。進捗状況としましては、解体設計業務はさきの8月末で完了いたしました。今後は入札手続を進め、10月から令和5年3月を工期として、プールの解体工事とその跡地に教職員用の駐車場整備を行う予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） そうすると、今の説明では、私が以前聞いたような形で進捗しているということですね。それでいいわけですね。分かりました。

それでは、関連して再質問をいたしたいと思います。

さきの全員協議会での教育部長報告の中に、大字行畑、大字野洲地域は、北野学区から野洲学区とする学区替えが過日の通学審議会において、全委員の賛成により決定したとの報告がありました。この学区替えは、今後のまちづくりに少なからず貢献するのではないのでしょうか。その結果として、同地区の学童増加も予想され、野洲小学校の施設増設への配慮が必要と推定をされます。プール跡地を施設増設のスペースとして考えていく必要があると思いますが、いかがお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

通学地域の変更につきましては、北野小学校のほうの児童さんが増加する、一方で野洲小学校については減少傾向ということで、その対象地域の、まだ子どもさんが通学されておられなかったのが、今回、通学区域変更ということをさせていただきました。

プールの跡地につきましては、一旦、駐車場用地として、教職員のをさせていただきますけれども、将来を見据えて、例えば教室数が足りないとか、そういったことに対応するためにも、今回のプールの解体というのは、今、効果があったと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 私が若いお母さん方から聞く話の中で、今、賃貸住宅に入っていますが、やはり通学区域が野洲学区のところで土地を探したいけれども、まあどうしたらいいのやろうというようなことをよく聞きます。そして、若い方は、私はこれから住むのやったら、野洲に住みたいという方がたくさんおられます。というのは、私は京都に勤めている、私は大阪へ勤めている、野洲で住めば、野洲発がある。座ったまま京都、大阪まで行ける。守山や草津で住むと座ったまま行けないと。ですから、野洲は本当に環境のいいところだから、これから住むには若い人は野洲がいいという意見を多く聞きます。

これからC地区も様々な形で開発をされます。そうしたことに備え、教育委員会も、これからこの野洲市を背負って立つ若い人たちが本当に明るく住みよいまち、そうしたまちをみんながつくり上げていかなければ、先ほど来、人口減少とか、様々な話が出ておりましたが、そうした努力をしないで、ただ単に人口が減る減るということだけでは、これは論外な話です。だから、減らない対策、せんだつても都市計画の話をしていましたが、やはりきちんとした都市計画を打ち立て、地区計画を実行していき、人口増につなげていく施策を行政がつくり上げていかなければならないと、私はそういうように感じます。業者だけじゃなしに、我々議会もそのことについて一生懸命に皆さんと手を取り合いながら、進めてまいる覚悟でございますので、どうか今後とも明るい野洲市に向かって邁進していこうじゃありませんか。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第9号、第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 第15番、新誠会、橋俊明でございます。

今回は3点にわたりまして、質問をさせていただきます。

まず1点目、市民病院整備の諸課題についてでございます。

8月12日に開催されました令和4年第4回臨時会において、市民病院整備に関する一般会計補正予算及び病院事業会計補正予算が可決されたところであります。また、野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例が議決されたところであります。そこで、現在進められている市民病院整備で課題となっている諸課題に関して質問させていただきます。

1点目、守山野洲医師会は温水プール跡地の病院整備には反対をされ、ピラ等も配布されていたところですが、そこで、守山野洲医師会との今後の調整をどのようにされるのか、



市長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の1点目のご質問、守山野洲医師会との今後の調整についてお答えをいたします。

市としては、以前から申し上げてきたとおり、今後も事業の節目節目で医師会との場を持ち、ご説明を尽くすことでご理解を得ていきたいと考えております。また、9月1日から前川病院事業管理者や栢木病院整備事業顧問にご就任いただきましたので、開設者である私や整備関係の職員はもちろん、先生方とともに市の整備事業について説明し、懇談していきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） ただいまは、今後も、やっぱり様々な場を持って、説明を尽くしていきたいということでございました。また、前川管理者なり栢木さん、スタッフのほうも増えてこられましたので、そういった方も踏まえて、懇談の場を持っていきたいということでもございました。

私の得た情報では、県内のある市においては、医師会との調整がなかなかはかどらず、様々なところで支障を来しているとの情報もございます。これはもう実際に市を挙げて申し上げることはできませんので、そのようなことがないように、まず何から手がけていくべきか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども、従前から申し上げておりますように、市の状況とか、そういうことを踏まえた上で、医師会の先生方にはご理解いただくことに尽力するというように尽きると思います。守山野洲医師会につきましては、守山で開業されておられる先生方、そしてまた野洲市内で開業しておられる先生方ということでございますので、特に言えば、語弊があるかもわかりませんが、野洲で開業されておられる先生方にはご理解いただけるように、以前からもご説明させていただいておりますけども、とにもかくにも医師会との協議の場を持ってご説明していくに尽きると思います。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） 今までどおり、様々な場面を持って汗をかいていくということでもご理解をさせていただきました。ただ、これは守山野洲医師会でございますので、やはり少なからず守山にも影響があるのではないかなと。これも懸念されますので、今後とも、

一生懸命に汗をかいていただきまして、その溝を埋めていただくように強くお願いをしておきます。

次に、質問に移ります。

問2でございます。

今回の議決による大きな変化に対するドクター、ナース、事務職員などの医療スタッフの反応は、どのように受け止められているか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 2点目のご質問にお答えいたします。

8月12日の臨時議会での議決に関しましては、病院内の部長会議でも報告し、周知をしているところでございます。この議決に対する病院職員の受け止め、反応に関するご質問をいただいたわけですが、私も全ての職員に意見などを聞いたわけではございませんし、この場でのお答えは差し控えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） お答えを差し控えさせていただくということでもございましたけれども、おっしゃるとおり、様々なところに影響が出ますので、できたら、そういうところは、おっしゃるとおり差し控えさせていただきたい。影響が大きいということも当然理解いたしますと。分かりました。

ただ、風通しのよい組織、これは、やはり目指すべきでないかなと思っておるんですけども、支障となる要件は考えられるのかと質問しますと、またこれ、悪いほうのイメージにつながってしまいますので、そうではなしに、やっぱり目指すべき姿を実現する手だてを考えておられるのか。そこら辺、ちょっと事務部長の所見でよろしいので、ちょっとお答えできないかなと、再質をさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

病院事業管理者につきましても、やはり私がクッション材になる役でもあるということもおっしゃっていただいておりますので、病院の中の部長会議というのがございまして、その中できっちり皆さんの意見を集約しながら物事を決めていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） まさしく病院内の部長会議、そういった組織を活用してやっていくということでございました。ただいま事務部長がおっしゃったとおり、やはり医療現場でございますので、独特の雰囲気なり、そういったものがあると思いますので、そういった感覚を事務部長が中心になって、医療スタッフがきちっと共有できるような組織運営を、事務部長として尽力願いたいなということをお願いしておきます。

次に、問3に移ります。

ドクター、ナース、事務職員などの医療スタッフの雇用状況はどうなるのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 3点目のご質問にお答えいたします。

令和4年4月1日現在では、正規職員の職員数は、医師が12名、看護師が101名、看護補助者が9名、医療技術職が63名、事務職員が32名の合計217名という状況でございます。

なお、医師につきましては、会計年度任用の常勤職員が3名おられまして、常勤医師としては15名というような状況でございます。

令和5年4月1日付で、採用に向けまして、7月以降に職員採用試験を実施しておりますが、看護師については10名程度の募集に対しまして6名の応募で、うち5名に採用内定を出しております。医療技術職では、理学療法士、作業療法士でそれぞれ1名程度の募集を行いました。社会福祉士は2名程度の募集に対しまして6名の応募がありまして、試験結果は今後出すことになっております。また、事務職員については、診療情報管理士など専門的な事務職の募集を2名程度で行いましたが、応募者はなかったというような状況でございます。また、医師につきましては、本年8月1日から透析業務で会計年度任用の常勤医師1名を採用し、9月1日からは県立精神医療センターとの連携協定に基づきまして、脳神経内科の外来に非常勤医師が1名来ていただいております。このほか、10月1日付で新たに脳神経内科の常勤医師1名を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） ただいまの答弁を聞いていますと、募集はしたけども、採用はなかった、申し込みがなかったということでございますけども、それによって事務の運営に支障が来さないのかどうか、それをまず伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 退職というのも結構人数がございまして、退職補充の状況も十分とは言えないため、一部、一定の職員を募集しているところではありますけれど、病院運営に支障を来さない程度の最低限の職員確保というのは図っておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） 今、伺いますと、退職される方がおられるということでございますので、非常に厳しい状況かも知れませんが、恐らく今が一番苦しいときかも知れません。そこを一丸となって乗り切っていただくようお願いをしていきたいなと思っております。

今までちょっと今回の質問の中でも非常に課題となっておりますドクターの確保、これは、やっぱり非常に難しい問題であるということも答弁をされておりました。まさしく私もそのように強く痛感しているところでございますので、そうしたことも今回の人事のポイントでございました。前川管理者なり、そういった人事面の採用で、そういったドクターの確保に道筋を立てると、こういうのがございましたので、今後も大いに期待をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、1点目の問4でございます。

現在の市民病院の老朽化も大きな課題となっております。特に主要な医療機器が配置されている東館の老朽化が著しく、令和4年度の病院事業の会計におきまして、東館耐震診断委託料2,270万円、この中には情報システムの導入委託料を含んでおりますけど、が計上されております。その耐震診断委託の現在の進捗状況を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 4点目のご質問にお答えいたします。

当院東館の耐震診断委託につきましては、入札の結果、株式会社岩佐建築設計事務所と契約を締結いたしております。現在の進捗状況につきましては、8月21日に構造材料調査、8月25日に構造部材断面調査を実施しております。今後、残りの調査を順次実施し、その調査内容を基に耐震診断をしていただくこととなっております。結果につきましては、令和5年1月に報告を受ける予定となっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） あくまでまだ耐震診断委託でございますので、どのような結果になるかは分かりませんが、このままでいきますと、順調にいきますと、令和8年に新病院が開業される予定であるということで、それから計算いたしますと、場合によっては5年の耐震ということも想定されますけども、通常5年の耐震というのは、これは考えられないということになりますので、やはり20年なり、長期スパンに基づいた耐震になるかと思っておりますけども、そうすると、なかなか非常に難しい。というのは、耐震の工事となりますと、かなり費用がかかるということになりますので、現在でもそういうことを含めて、どのように考えておられるか、少し伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） やはり、議員がおっしゃるとおり、5年程度の耐震というのはなかなか考えられないものではございます。本来、やはりある程度、長期スパンを持って直していくというのが本筋ではありますけれど、ただ、現在、やっぱり患者さんも入院されている、そして病院のスタッフもその中で働いているという中で、大切な命を守っていくというのも我々の使命でございまして、やはり今の現状を把握しながら、新病院整備までの間、まあ病院を維持するためにどのようなことができるかということを考えながら、それは検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） 現在、新病院の担当は文教福祉のほうに任されておりますけど、それまでは総務常任委員会、現地のほうの、いわゆる老朽化を現地を視察させていただきました。おっしゃるとおり、非常にひどい状況になっているということでございますので、やはり安心して入院、治療、これができるような病院をまずは目指すべきでございます。そういった形で努力をお願いしておきたいなと思っております。

それでは、2点目の異常気象への対応についてを質問させていただきます。

ここ数年、線状降水帯発生等により、全国規模で大雨被害による災害が頻発をしております。九州は毎年のように発生をいたしており、今年は東北の被害が大きく、滋賀県でも湖北の高時川上流及び姉川の合流付近で氾濫が発生したところであります。

特に7月19日午前の集中豪雨は滋賀県でも短時間での豪雨でありましたが、被害が発

生いたしました。私も当日は湖南広域行政組合の臨時議会の期日であり、所用があり、早めに出発いたしましたが、その時間帯は栗東市から草津市の国道1号を車で走行しており、辛うじて前が見えるほどの、まさしくバケツをひっくり返したようなという表現がされるような土砂降りでした。国道1号でも自家用車のタイヤが半分ぐらいつかかる状況でございます。もう30分続いていれば、被害がさらに増大したことは言うまでもございません。

そこで、次の点を伺います。7月19日の集中豪雨による市内の被害状況をお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 橋議員の異常気象への対応についての1点目のご質問にお答えをいたします。

7月19日の豪雨による被害状況につきましては、道路河川課がパトロールなどにより把握しているところでは、小篠原地先で道路の冠水が3か所、普通河川の溢水が2か所、水路の溢水が1か所、行畑一丁目地先で道路の冠水が1か所、永原地先で水路の溢水が1か所、久野部地先で普通河川の溢水が1か所、富波乙地先でアンダーパスの冠水が1か所、道路の冠水が3か所、富波甲地先でアンダーパスの冠水が1か所、道路の冠水が2か所、大篠原地先で個人様のお宅の床下浸水が1か所、木部地先で道路の冠水が2か所、比留田地先で道路の冠水が1か所でございます。

また、農業関係の被害につきましても、市内各所で圃場が冠水し、播種されたばかりの大豆に被害が出たと聞いております。予想が難しい一時的な豪雨でございましたので、これに対する対応ということでございましたので、これ以外にも把握をしていない被害があった可能性もあるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） ありがとうございます。

やはり、短時間の割には大きな被害が出ているということでございました。その中で大篠原の個人の床下浸水、湖南広域行政組合の東署からも私も通報を受けましたけども、あそこ、西池の樋門は県道の野洲中主線と国道8号が合流をいたします。その左側に鉄塔がございますけれども、あの東側に水路がございます。そこに樋門があるということでございますけれども、ただ、余水ばきとして、上流のある程度水位が発生したら、やはり水が

抜けるように構造になってございますので、ただその余水ばきが短時間であった場合には越水をするということでございます。

合併前の平成12年やったと思うんですけども、私は当時消防団に所属をしておりました。夜中の10時頃にすごいこれも豪雨がございました。先ほど言いました余水ばきから越水をいたしましたので、その家が当時、冠水をしたという形で消防団並びに大篠原の役員さんということで、土のうで対応した記憶がございます。

その対応策としまして、翌年度にその前が駐車場にされていまして、開発時に、いわゆる側溝をされていましてけども、その側溝だけではもたないという形で、大きな水路、暗渠の水路でございましたけども、させていただいたということで、当分はそれでもちましたけども、今回、その大きな暗渠水路、これは側溝の大きいやつ、V S側溝と言われる可変側溝でございますけれども、その下流が国道の歩道の下になってございますので、のまないということで、その側溝があふれた。そのあふれた水が今回は床下浸水に影響したということでございます。

その個人宅は私の小学校の友達でございますけど、まずは、そのたまった床水、流れているような方策を個人でやるということでございますので、何とか改修ということも申し上げましたけど、それで対応させていただいた。それで様子を見ていこうということで落ち着いております。

この平成12年の集中豪雨、これも非常に大きなものがございました。この後、やっと落ち着いた頃に東署から連絡がございまして、いわゆる竜王町の境、あそこに出町というところがあるんです。国道8号、あそこに左側に急な斜面がございます。ここの石が大分落ちている。だから、対応してくれという要請がございましたので、消防団で対応をした。それが終わってやれやれやと思ったんですけども、今回のアンダーパスの辻町五之里線、これが、いわゆるモーターで水をためて排水をするわけでございますけども、そのモーターが故障した。もうつきっ放しである。ということで、消防団、申し訳ないけども、当時、祇王分団と篠原分団が対応して、朝までその水をくみ上げたという記憶がございました。やはり、今回の被害でもありとおり、アンダーパスで大きな被害がございます。

そこで関連いたします問2に移ってまいりたいと思っておりますけども、隣接する近江八幡市では、この豪雨によりまして、安土駅のJRアンダーパスが冠水をいたしまして、溺死者も発生をいたしました。このアンダーパスは歩行者専用の通路でありましたが、野洲市内では3本のアンダーパスの市道がございます。いずれも車道で、歩道は車道より高く設定

されておりますので、歩行者は安全が確保されておりますが、バイク等につきましては、これは場合によっては危険でございますので、当日の冠水状況をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

市内には、行畑地先、富波乙地先、富波甲地先の計3か所にJRのアンダーパスがございますが、7月19日の豪雨により冠水いたしましたのは、富波乙地先及び富波甲地先のアンダーパスでございます。

なお、通行止め等の対応をしておりますけれども、富波乙地先のアンダーパスにつきましては、午前11時55分に通行止めを開始いたしまして、午後0時40分に解除をしております。また、富波甲地先のアンダーパスにつきましては、午後0時30分に通行止めを開始し、午後1時に解除をしております。いずれも通行車両や歩行者の方への被害というの確認はしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） 今、答弁がございました。やはり、アンダーパスで非常に大事なものは、まず通行止めをする、そういうことが一番大事でございますので、被害を大きくしないために、そういった対応が必要でございますので、そういった意味では、非常に早く対応していただきまして、ありがとうございます。今後もまた、この異常な気象が続いておりますので、先般も、東近江なり、甲賀でも記録的短時間の降水量、1時間に90ミリというのがメールには入ってございましたけど、こういった情報も頻繁に出される可能性も高うございますので、今後ともきちっと対応をお願いしておきたいなと思っております。

続きまして、問3でございます。

7月19日の短時間での集中豪雨では、市内の危険箇所、いわゆる河川、水路、道路、土砂災害危険箇所等の状況把握をいかに把握することがポイントと言われておりますが、当日の把握状況と対応策を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

水防を所管しております道路河川課では、越水の可能性があります水路や冠水のおそれがある道路、またアンダーパス等、計43か所を危険箇所として把握をしております。台風など、あらかじめ水防活動が予想される場合は学区ごとのパトロールの実施や土のう



設置などの応急対応を行っております。

しかし、7月19日の豪雨につきましては、突発的なものであったということもございまして、冠水箇所の多くにつきましては、当然パトロールによりまして把握しているところもございしますが、それと同時に、市民の皆様や警察などからいただいた情報ということも併せまして把握をしたというふうな状況でございます。その後、冠水箇所への土のうの設置作業や道路の通行止め等の措置を実施したというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） 大体あのような異常気象で雨が降ると、大体当時、担当者はここが溢水をする、冠水をするというのは当然頭の中に入っておるということをおっしゃっていました。そういったときにどう対応していくかということはある程度、やっぱり責任者なり担当者がしっかり把握をしておく必要がございます。私も、当時の都市計画道路、市三宅北桜線、市三宅妙光寺線、あのときに担当しておりました。計画決定は、オーバースタッドでございましたが、地元が対応していただけないから駄目だ。アンダーパスで検討せよということでやりましたけども、非常に苦労したけども、非常に土地が低いところがございましたので、湛水が、よく水がついた。これが地元の条件になってきました。これに対応してくれなくては困るということでございましたので、当時、JRと協議を重ねておりましたので、あそこはアンダーするとき、まずはJRの車両を安全に確保するために、パイプーフといいまして、パイプでコの字型でする、施工する。あの大きな構造物を、いわゆる行畑側にアンカーを打って、それで大きなジャッキで引っ張っていく、そのような工法でございました。私どもが目をつけたのは、パイプーフの中に水路がございましたので、この水路を何とか使わせてください。最後にはこのパイプを埋めて、こういうコンクリート構造物と一体化して安全に移動していくということでございましたけども、その中の2本だけを使わせていただけないかという形で交渉させていただきました。それで協議をして、現在そのようになっておりますので。

ただ、そういった特性、地の利、地の状況、現地の状況、それをきちっと担当者が把握しているかという、なかなか難しいですね。正直申し上げて。そこら辺はきちっと、私の当時の工事の、実際に工事を任せておりましたけど、私は生涯内に進めておりました。まだ残っております。そういった、地の状況を理解して対応できるように、今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、続きまして、3点目の新型コロナウイルス感染対策についてお尋ねをいたします。

今日、冒頭で田中議員のほうから、いわゆる詳しい質問されましたけど、私は市民目線で、現在非常に困っておられる方もおられますので、そういった視点でお尋ねをさせていただきたいなと思っております。

新型コロナウイルス感染が広がっております。私もワクチンを4回接種し、楽観的に考えておりましたが、家族が感染し、コロナ対策のガードが甘かったことを痛感いたしました。コロナ症状がひどくてもなかなか医療機関に受け付けてもらえないのが、これは実情でございました。市民病院は昼からの受付でも当日の8時45分に電話でその受付を申し込む手順となっております。これはそうでないと、クラスターを誘発する可能性もございますので、どこの病院でも大体そういうふうにされておるんですけども、電話を何回かけても話し中でつながらない。家族は苦しみながら、ネットで検索して、個人病院に電話をかけますが、なかなか受け付けてもらえない。最終的に隣接する市のS病院が薬なら出していただけるということで、本人を車に乗せて、車を出してもらい、その薬局で抗原検査キットを購入し、自宅で検査をして、コロナ陽性が判明をいたしました。ただし、これは適切な方法ではなかったようです。この時点で私は濃厚接触者の可能性が高いと、それがウロウロしたらまた広がっていくということになります。これは後でまた説教を受けたところでございます。

それまでに私自身がネットで検索して、滋賀県コロナコントロールセンターに電話をかけました。その場で近くの病院一覧がございましたので、かけてみてくださいとのことでしたが、家族が既に電話を受けていましたので、効果は見られませんでした。

そこで1点目でございますけども、テレビで近畿のどこか忘れましたが、そういったコロナのセンターに電話をかけると、具体的な病院名まで知らせてくれるような対応をされていたと記憶しています。滋賀県でもこのような対応ができないものか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、橋議員の新型コロナウイルス感染対策についての1問目のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症での病院受診に関する滋賀県の体制について、県の感染症対策室に確認をさせていただきましたところ、県のホームページには、発熱等の症状のある人の診療等を行う医療機関、これを診療・検査医療機関として指定をいたしまして、また

このうち、同意が得られました医療機関については、掲載をしているとのことでした。また、ホームページを閲覧できない方というのも想定をされますので、受診・相談センターに電話をいただければ、これ、なかなか電話がかかりにくい時間帯もあるようにお聞きしておりますけれども、こちらのほうにお電話をいただければ、受診可能な医療機関をお伝えしているということでした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） これは、私は8月29日に、いわゆる質問通告書を出させてもらいました。その夕方にBBCの放送を見ていると、陽性者オンライン登録を開始しますということが放映をされました。65歳未満で症状がある方について、この検査キットを宅配して、自主検査をしてくださいという制度を、やはりこのままでは医療機関に負担がかかり過ぎるということでしたので、このような形でやられたんですけども、これ、新聞を見ていると、8月31日の中日新聞でございますけども、宅配キットが無料で配布をされる。翌日か翌々日に依頼をして、検査を受けられるということでした。

場合によっては、自宅療養者等支援センター、県がそういうのを持っていますので、そういった受診を案内する場合もある。投薬や治療を希望する人は医療機関を受診することになってございますけれども、ちょっと今、落ち着いていますけれども、その頃は非常に感染者が多うございましたので、なかなか先ほどから申しましたとおり、受け付けてもらえないということもございましたので、そこら辺が今後の課題になろうかなと思っています。

先週の日曜日を見ていると、このような形が新聞に入っていました。こういうやつがね。いわゆるこれ、県が出されていると思うんですけど、滋賀県ですね、いわゆる発熱やせきがあった場合はどうしたらいいか。ここへ電話してください。例えば、一人住まいの方がどうしたらいいか。なかなか、これ、実際に家族に感染者が出たとか、そういうことになれば、一生懸命見るんですけども、これが何もなければ、やっぱりどちらかというと、見過ごしてしまうということもございますので、今回はいろんな場面でそれを痛感したというのが実情でございます。

そこで、問2に移ります。

家族は自宅療養で投薬による方法しかなく、その間に家族に感染してしまいました。ど

この家庭でも家族にコロナ感染が判明した場合に、このようなパニック状態になるのではないかと。何か有効な手だてはないのか、お伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、橋議員の2問目のご質問にお答えいたします。

これだけ感染者が増えてくると、本当に感染の初期というのは、感染をしてしまうと何で自分がかかってしまったのか、その感染経路も含めて、すごい不安になる、あるいはパニックを起こす方が多かったと思うんですけど、これだけ感染が増えてくると、もはや、いつ、誰がかかっても不思議ではない。しかも、その感染経路も分からないといった状況ですので、やはり一定は感染するという前提に対応を考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

そういった前提で、まず家族が新規にコロナウイルスに感染した際の防ぐ手だてとこのことですが、まず病院を受診された方、あるいは検査を受検された方、あるいは陽性者の方に対しましては、「新型コロナウイルス感染症の陽性判明後に自宅で待機・療養される方へ」と題したチラシ、これを配布していただくように、まず草津保健所から管内の医療機関に依頼をされています。このチラシの中には、自宅待機中や療養中の状況の変化にパニックを起こすことなく、冷静に対応していただけるように、療養上の注意点であるとか、あるいは症状が悪化した場合の対応、また療養生活での注意点等が記載されておりまして、指示に従って療養していただくようお願いをしているところです。

また、県や市のホームページにおきましても、発熱時やコロナウイルス感染症と診断された際の対応方法、また自宅療養での注意点、いろんなケースでの相談窓口の案内など、万一に備えた情報が掲載されておりますので、ぜひ平素から確認をお願いしたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） まさしくおっしゃるとおり、普段から、やっぱり心がけておくべきであるということでございました。私は4人家族でございまして、3人が感染してしまった。広がっていった。だから、私だけが濃厚接触者。幸い恐らく、先ほど言いました、冒頭に言いました、4回接種をしておりますので、その効果があったのではないかなと、今から思うわけでございまして、やはり普段はあまり無頓着な性格ではございまして、30分に1回は熱を測っております。37度を超えることはなかったんです。

けども。家族は39度2分ございましたけど、やはり特に発熱には気を遣って、それと、ほとんど出歩かないように心がけておりましたけども、そういった中で、やはりおっしゃるとおり、普段から心がけておく。そして、出会う人ごとに、実はうちはこういうことであつた、そういう心がけをしてくださいよ、それが大事ですよということは申し上げております。そうしたことで、伝えることが大事ではないかなと思っております。

それでは、問3に移っていきます。最後でございます。

このようなコロナ感染の対応に関して、市民からの明確な対応策の要望、また苦情なりが市の担当課に届いていないのか、お伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 橋議員の3問目のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する市民からの要望や苦情等につきましては、これ、ワクチン接種のことも含めてですけれども、市役所の複数の課にいろんな意見が届いております。特に感染症予防を所管しております健康推進課には多くの窓口相談であるとか電話相談がございまして、その内容につきましては、PCR検査の実施医療機関であるとか発熱時に受診可能な医療機関の照会に関する事、あるいは療養証明書の発行に関する事をはじめまして、内容は非常に多岐にわたっております。相談内容によりましては、市だけではなかなか対応し切れない部分がございますので、県のホームページや24時間受付の受診・相談センターの窓口の案内をするといった対応もございます。

中には、議員ご指摘のように、検査機関や医療機関の逼迫を背景に、市が独自に検査や宿泊療養の体制を整えるよう求める声、こういったものもございまして、ただコロナ感染症の医療対応につきましては、感染症法であるとか、あるいは地域保健法等に基づきまして、滋賀県が検査、受診、診断後の対応等の一貫した対策を取るというルールになっていることから、本市が独自に診断や治療等の医療統制に関わることがなかなか難しいということをお伝えさせていただいております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） おっしゃるとおり、市なので、細かい対応というのは、やはりそもそも医療機関が逼迫しておりますので、それはなかなか難しいと思いますので、今から申し上げると、そういった口頭で広めていく、実際の経験を語っていく、こういうことも大事ではないかなと思っております。

最後に1点、湖南広域の出張がございました。広島県へ行ったんですけども、このときに感染が広がらないように、「PCR検査を受けなさい」というのが義務づけられました。私、PCR検査もやりました。ところが、検査に出てこない。広域の事務所に電話しましたら、「橋さん、そんなことないやろう。広域事務所に本当来てくださいね。」、そこで皆さんがいる前にやったけども、これまた正確にやったつもりでも出てこない、ラインが出てこないというのがございました。抗原検査キットにも1回やったんですけども、私のやり方が悪いのかな。検査、ラインが出てこないということもございました。ひょっとしたら、そういう体質なのか、そうか、私のやり方がまずいか、どちらかと思えますけども、そういうことも経験をいたしました。今回、いろんなケースを知りました。やはり、家族が初めて感染をして分かったこともございますので、こうした経験を基にこれからも啓発活動に自分自身、努めてまいりたいと考えております。

これで質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10号、第3番、石川恵美議員。

○3番（石川恵美君） 創政会、第3番、石川恵美です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1番目、びわ湖あやめ浜中主B&G海洋センター艇庫付近の環境整備についてです。

野洲市には日本一大きな湖、びわ湖があります。また、野洲市内には海洋センターの艇庫があることから、豊かな自然のもと、地域資源を生かし、子どもたちに野洲ならではの学びや体験の場として、体育協会、スポーツ推進委員協議会、地元自治会等が協力体制を整え、毎年、いろいろな大会やイベントが行われています。体育協会の皆様、スポーツ推進委員協議会の皆様、地元自治会の皆様には、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

私も毎年、学区内、小学校5、6年生を対象に、マリンスポーツ体験を実施させていただいております。指導員の皆様はボランティアで、とても熱心に指導していただき、子どもたちも大変喜んでます。地域学習とは、学校では学べない体験をすることで、地域の子どもは地域で育てるということを原点として、地域の方とコミュニティを図りながら、

生活の知恵、生きる術を学ぶ場として、とても大切なことだと思っております。この貴重な体験でその成果が地域の活力やつながりの形成に生かされ、学びの好循環が生まれていると実感させていただいております。

そこで質問です。

衛生整備についてですが、体育協会、スポーツ推進委員協議会の方々は、県とも協議、要望をされているとお聞きしています。艇庫付近にはトイレがあるのですが、設立以来、建物の修繕が行われず、天井も落ちています。新たに建物を建てることもできないとも聞いておりますが、どのような管理体制になっておりますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員、質問のタイトルを衛生整備と言われましたのは衛生設備ではないですか。

○3番（石川恵美君） 申し訳ございません。訂正させていただきます。衛生設備でございます。失礼いたしました。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 石川議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のトイレは県の河川占用の許可を受け、昭和43年に旧中主町が建築した建物で、現在、スポーツ施設管理室が管理をしております。議員ご指摘のとおり、トイレは老朽化が著しく、抜本的な対応が必要な状態と認識しています。今後の対応としましては、利用者の方が快適でかつ安心して使っていただけるよう、費用対効果を考慮すると、仮設トイレ等の設置も含めて検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 再質問をさせていただきます。

今、仮設トイレを設置されるというふうにおっしゃいましたけれども、県のほうはそういう今の状況を把握して、管理とかそういうことも含めて、何か考えていただいているのかということと艇庫の中には洗面所も1台あるんですけども、これからのコロナ感染対策としては、少し不十分に思うんですけども、そこも含めて、管理体制はどのようになっているのか、また現状はどのぐらいまで把握されているのか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、管理体制ですけれども、管理のほうは市のスポーツ施設管理室が管理をしております。

す。県との関連で申しますと、県の河川占用の許可を受けていますので、何か施設を増築とか、そういったことをする場合には、県の河川占用の許可を受ける必要があります。仮設トイレと申しましたのは、実際年間使っている日数が常時ではなくて、大体1か月程度と見込んでおりますので、そういった河川占用の許可の受けやすさとかも考えると、仮設トイレのほうがよいのではないかと、そういうふうには思っております。

あと、これも検討段階ですので、議員ご指摘の洗面所のコロナ対策とかも考慮に入れながら、どういった方法がよいかというのを検討していきたいと、そういうふうには思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 第79回国民スポーツ大会、第24回全国障害者スポーツ大会が2025年に開催される予定ですが、この大会でデモンストレーションとして海洋センター艇庫前の浜にてマリンスポーツフェスティバルが開催されるということです。これはほかの場所ではできない、びわ湖という地域資源を生かした滋賀の大きなアピールになると思います。そうなれば、多くの人を訪れ、広くびわ湖、または野洲の大きなアピールにもなるチャンスであると深々と考えております。ただ、更衣室などもなく、受け入れる環境があまりにも整っていません。先ほども触れましたように、衛生面では、現在とは著しく遅れを感じております。国、県要望書にも、それにまつわる項目もないように思います。そこは、市としてどうお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 石川議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

マリンスポーツフェスティバルは、合併前の旧中主町の時代からマイアミ浜で毎年夏に、近年では海の日、7月の第3月曜日に開催され、市内外からたくさんの家族連れなどがカヌーやヨット等を楽しんでいただいております。

令和7年の国民スポーツ大会では、県民誰もが参加できるデモンストレーションスポーツとして開催を予定しております。このときには例年以上に多くの参加者が見込めることから、仮設トイレや更衣室、テント等の配置について検討が必要だと考えております。

いずれにしても、参加者がマリンスポーツに親しみ、また市のPRの場にもなるよう、環境整備やおもてなし等を含めた事業の内容について、主管する市スポーツ協会の皆様と検討を進めてまいりたいと考えております。



以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 第79回国民スポーツ大会、第24回全国障害者スポーツ大会が行われる際に、ぜひ野洲市内の子どもたちにもマリンスポーツを知ってもらい、きっかけにつなげて、体験の場として、また選手の育成の場としての環境づくりは必要と考えますが、市としてはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 石川議員の3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

これまでも、中主B&G海洋センター主催事業でカヌー教室を継続開催しており、毎年、夏休み期間中の9日間に約50名の市内外の小学生の参加があります。併せて、カヌー体験やヨット試乗体験など、県内でも特色あるマリンスポーツ事業を行っております。また、施設利用として、祇王学区において、役員の皆さん等のご尽力により、継続的に開催されていますアドベンチャーキャンプでは、参加されるたくさんの小学生に様々なマリンスポーツを体験していただいているところです。

今後、このような好評をいただいている活動も踏まえ、国民スポーツ大会のデモンストレーションスポーツとして、マリンスポーツフェスティバルが開催されることに際して、より多くの子どもたちがマリンスポーツに親しんでいただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 再質問をさせていただきます。

今、カヌー教室で50名ぐらい参加があるというふうにおっしゃいましたけれども、マリンスポーツ体験は、そのほかヨットとか、今はやりのサップとか、そういうことがいろいろありまして、子どもたちは、やっぱりなかなかその違いから分からなかったりとか、教室でもそういうところでちょっとびわ湖に行く怖さのハードルというのものもあるんですけども、地域のものとか、やっぱり身近に接触しながら、安全を考えた上でそういう企画をちょっとずつ増やして行って、もうちょっと需要を増やすような計画が必要ではないかなと思うんですけども、何分コロナ禍により授業数とかいろんなこなさなあかんこと多いと思いますので、なかなか難しいですし、こういうマリンスポーツは夏場でしかできないようなスポーツになってくると思いますので、期間的にも短い中でしなければいけな

いというのはとても大変だと思うんですけども、やっぱり国体に向けて、ちょっと今までにないようなそういう体験をどんどんアピールを含めてしていくというふうに、私は思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今現在、例えば水が怖いとか、そういった子どもさんに対してプールでカヌー体験というのも、実際B&Gのプールのほうで実はさせていただいております。また、カヌーですとかヨットの試乗体験を聞いているところによりますと大変好評で、定員も満杯になっている状況でございますので、例えばほかの、何分人数が、見合うためには人数を制限させていただくんですけども、ほかの、例えばB&Gから協力を得て、もう少したくさん参加できるように、そういったことも考えられますので、もっと親しみができるように参加の方法なり、考えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） コロナ禍で大きいフェスティバルやイベントが中止、または縮小になる中、市民の皆様もかなり楽しみにされております。2025年に向けて、またいろんなイベントに向けて、今から県や国に働きかけるのは早過ぎることではないと思っておりますので、どうか市を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

また、国スポがきっかけの1つとなって、行政と地域が一致団結して、野洲市が活力あるまちづくりになることを望んで、この環境整備については終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に行かせていただきます。

民生委員、児童委員の選出についてでございます。

民生委員、児童委員の方々は、常に住民の立場に立ち、生活情勢の変化に対応した様々な活動に強い使命感を持って取り組んでおられます。近年は核家族の進行、少子高齢化の急速な進展、子ども、高齢者、障がい者等、活動の分野が広く複雑化しております。また、コロナ禍により、多大な制限の中で試行錯誤しながらの活動には心から感謝の気持ちでいっぱいでございます。

民生委員、児童委員の課題はたくさんあり、奥深いこともたくさんありますが、今回は選任について質問をさせていただきます。

私は主任児童委員を3期弱させていただきました。同時期に自治連合会事務局長も務めさせていただきました。選任方法は、町内会、自治会や地域福祉関係の代表者で構成される地区民生委員候補者選考委員で適任者を推薦していただき、市推薦会、市社会福祉審議会を経て、市長が適任と認めた者について、厚生労働大臣に推薦し、同大臣より委嘱されるとあります。しかし、現実にはほぼ自治会長が推薦作業を単独で行い、大変苦勞されています。私の記憶では、かなり前から自治会長より選任の変更、協力の話が出ていましたが、何か打開策は見いだせたのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、石川議員の民生委員、児童委員選任方法の見直しについての第1問目のご質問にお答えをしたいと思います。その前に、石川議員ご指摘のとおり、民生委員、児童委員の皆様には日頃から地域の状況を適切に把握いただきまして、常に市民の立場に立った相談に応じ、寄り添い、ご支援をいただいております。このことに対しまして、私からも、まずはこの場をお借りして、感謝を申し上げたいと思います。それでは、石川議員お尋ねの民生委員、児童委員の選出についての1問目のご質問にお答えいたします。

民生委員、児童委員につきましては、その任期が3年となっております。令和4年、今年の12月に改選の時期を迎えることになっております。民生委員は厚生労働大臣の委嘱でございます。都道府県の特別職の地方公務員といった位置づけになっております。しかし、実際の活動範囲は各市区町村の限られた地域でございます。業務が各地域に住む市民の立場に立った相談、あるいは支援という特性があることから、改選に当たりましては、各自治会へ推薦をお願いしているところでございます。

改選のたびに各自治会にはご苦勞をおかけしておりますけれども、近年は社会情勢や、あるいは生活スタイルの変化などから、民生委員、児童委員の成り手不足、この課題が複雑化をしております。これまでに抜本的な打開策といったことは見いだせていない状況にあります。

このような状況下ではございますけれども、本年12月の改選に向けまして、早い段階で候補者の選任にお取り組みいただけるようにということで、令和3年、昨年10月から4回に分けて自治連合会役員会に一斉改選のスケジュール等をご案内させていただきました。

なお、以前から自治会長が選任について大変苦慮されているということは認識をしてい

るところでございまして、自治連合会役員会でのこういった説明に加えまして、担当職員が窓口や訪問による説明、あるいは自治会からの相談に応えるなどの支援をさせていただいております。

また、候補者選任の際に活用いただけるように民生委員、児童委員の案内チラシを作成して、これも各自治会へ配布をさせていただきました。

一方で、民生委員、児童委員の成り手不足の解消には、抜本的な制度の見直しが必要というふうに考えておりました。選任方法の見直しを含めて、国、県に対しまして、継続的な要望を行っているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 次の質問に行きます。

特に新しい自治会にあっては、住民世帯が若い家庭が多く、選出に大変苦勞されています。また、なかなかこの人はいいなと思っても、生活実態や勤務体制も分からず、その他、共感部分を見いだせず、心身ともかなりご負担があるように思います。市として、民生委員、児童委員のあり方について、県や国に要望はもちろんしていただかないといけないんですが、選出方法も考えていかないとこのままでは欠員が増えていくように感じますが、ちなみになんですけれども、今年選出の年を迎えておりますが、欠員状況とかはもう分かっているのでしょうか。また、その辺はどうお考えでしょうか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、石川議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

その前に欠員の状況ということでしたけれども、これは現在の欠員でよろしいですか。

○3番（石川恵美君） はい。

○健康福祉部長（吉田和司君） まず、前回、令和元年の一斉改選時に比べまして、世帯数の増加、あるいは新自治会の設立、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリモートワークの普及など、この3年間で社会情勢は大きく変化をしております。また、定年退職年齢の引上げなどから、以前であれば、定年退職後に民生委員、児童委員として活躍されていた年代の方々につきましても、昨今では現役で仕事を継続されておりました。仕事と民生委員、児童委員活動の両立が難しくなっているという現実もございまして、さらに、家庭環境の変化などもありまして、やはり民生委員、児童委員となることをお断りになら

れる場合も非常に多く、繰り返しになりますが、成り手不足というのが喫緊の課題であるというふうに考えております。

そのために、まず社会情勢の変化に合わせた民生委員、児童委員活動の負担軽減に向けた見直しが必要と考えておりまして、市の裁量での範囲になりますけれども、仕事をしながらでも活動いただけるような民生委員、児童委員活動にしていくこと、併せて民生委員、児童委員の役割や活動内容について、広く市民への理解や周知を進めていくことが、たちまち市として取り組めることではないかというふうに考えております。

また、先ほど申し上げましたが、制度そのものの見直しに向けまして、国、県に対しまして、これまでに4点の要望をしております。

その具体的な内容ですけれども、1点目は、身分及び選任方法の見直しでございます。市町村長が委嘱、または任命する形に変更して、例えば市町村の特別職の職員にできないかという提案をさせていただいております。

2点目につきましては、年齢要件の撤廃を求めているところでございます。現在、選任要領の年齢要件では、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能というふうにはなっておりますけれども、原則の年齢要件がまだ示されたままというふうになっております。これまでの要望の結果、再任に関しての年齢要件はなくなりましたがけれども、新規の選任には、原則ではありますけれども、やはり年齢要件が残ったままとなっております。人材確保の観点から、これを撤廃すべきといったような提案をさせていただいております。

3点目につきましては、活動費の見直しでございます。現在、民生委員、児童委員は、その活動に対して、原則無報酬となっております、少額の活動費があるものの、国の活動費がこれは不十分であるため、現在市で継ぎ足して交付をしているところでございます。これを国の財源措置によって増額するよう求めているものであります。

4点目につきましては、県が設けております市町ごとの活動費の交付対象者の上限人数、これにつきましても、各市町の定員より現在少ない状況になっておりますので、実情に応じた活動費の交付を要望しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 再質問します。

見直しが、本当に100年前の民生委員の状態から全然変わっていないので、現在に合わすというのは本当に必要なことだと思います。民生委員の活動の活動費に関しても、国、

それから県から市からというふうになるんですけども、やっぱり県の協議会にも活動費から払います、市の協議会にも払いますということで、じゃ、手元にはいくらで皆さん活動しているのかというふうになってくると、活動の内容にもよるんですけども、ほとんどがボランティアという形にはなっているんですが、持ち出しということも多々あると思います。その反面、じゃ、活動費を上げれば、成り手はもっといっぱいになってくるのかというふうになると、じゃ、活動費をすごく上げました、なったださる方が出てこられました。でも、今みたいに、ほっとけないからとか、何とか自分の地域、市内からという方ばかりがそういうふうに出てきてくださっている中で、料金を上げることによって、そこが崩れるのかというのは、民生委員さんの中で会議でもよく討論されることがありますので、そこは、やっぱり慎重に、どこが妥当な部分なのか。せめて持ち出しがないようにとか、そういうところで、ちょっと事細かにしゃべっていただくということは可能なんではないでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 現在の民生委員、児童委員、現職でしていただいている方は、非常に熱い思いを持って取り組んでいただいているということは承知しております。なかなかその活動に見合った活動費になっていないということも認識をしているところでございまして、民生委員、児童委員の活動の内容につきましては、ある程度、これは市町村の判断で、采配ができる場所もございまして、そこは無理がないように、民生委員、児童委員さん、あるいは民児協のご意見もお伺いをしながら、適時、見直せるところについては見直ししながら、できるだけ持ち出しがないようにしていきたいというふうには考えております。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 再々質問をさせていただきます。

そういう民生委員さんの声というのは、大体月に1回定例会をされていまして、定例会というのは民生委員さんの、ちょっとほかの会議とは違いまして、皆さんが日頃活動している悩みなどを共有する場所というふうに、定例会をされているところが多いので、お忙しいとは思いますが、ぜひ行政の方もできたら足しげくいろんな学校のほうに行って、その言葉をすくっていただくというのが一番大切なのかなというふうに感じますので、よろしく願いいたします。

次に行かせていただきます。

あと、民生委員、児童委員の職務はとても難しい部分があります。専門的なこと、それから福祉的なことということで、例えば福祉経験者の方や行政経験者の方なら、一般の方よりは理解は得やすいのと思うんですけども、関係者とかOBの方はどのぐらいの比率で民生委員、児童委員におられるのか、ご存じでしたら、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 現在活動いただいている民生委員、児童委員の職歴等につきましても、必ずしも確認をしているわけではございませんので、あくまでも市が把握している範囲内での回答となりますけれども、現在117名おられます民生委員、児童委員のうち、市役所職員や教職員など、行政職、公務員の経験者は少なくとも26名おられまして、全体に占める割合は22%となっております。また、介護施設などの福祉職の経験者は3名おられまして、比率は3%というふうになっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 再質問させていただきます。

私の経験から言うと、やっぱり何か困ったときに市のほうに電話したりとか、土曜日、日曜日とか夜の時間外ということの問題のほうが多いんですね。そういうときにこういう経験者の方が民生委員におられると、すごく教えていただいたり、助けていただいたり、そういうことがあった中で自信をつけていって、民生委員をみんなで頑張っていこうというような考え方も起きてくると思いますので、本当に日頃から大変な思いをしながらされている民生委員さんのちょっと心が軽くなるような体制はどうかとか、きめ細かなことをお願いできたらいいかなと思ひまして、ちょっと挙げさせていただきました。

このままでは、やっぱり自治会長さん自体も選任が難しくなってきました。4年に1回の改選のときには、計算して、あっ、私、当たるやんとか、そういう話も聞いたりもするので、やっぱり自治会長さん自身も助け合って、いい方を日頃から選任していただくとかいう体制も必要ではないかと思ひます。市としても改革が求められているんですけども、今おっしゃったように、年に4回ほど自治連合会の会議でもお話をしてくださっているということですが、その自治会長会とかの要望内容もあまり変わっていないようには感じているんですが、市としての策はどこまで進んでいるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 4問目ということによろしいですか。

○3番（石川恵美君） はい。

○健康福祉部長（吉田和司君） 野洲市では、民生委員、児童委員の負担軽減を図るために、令和元年に「民生委員・児童委員の活動に関するQ&A集」というのを策定しております。活動の参考にしていただくとともに、以後更新を行っているところです。また、民生委員、児童委員の役割をご理解いただき、市民の理解、周知を図っていくために、令和2年度からは、毎年5月12日、これ、民生委員・児童委員の日というのがあるんですけども、これに合わせまして、民生委員、児童委員に関するPRチラシを作成して、全戸回覧というのをしております。

一方で、令和2年に現職の民生委員、児童委員を対象に活動に関するアンケートを実施しております。令和3年に各学区の民生委員児童委員協議会を訪問し、活動に関する意見交換を行って、民生委員、児童委員の活動の実態を把握し、課題等を整理しているところでございます。

しかし、民生委員児童委員制度は国の制度でありますので、このあり方見直しに向けては、市にできることは非常に限定的でございます。ご質問にありました民生委員、児童委員の選出を含む変革のための会議等については、これまでのところ、市としては実施できておりません。

国、県要望に関しましては、内容は継続して行っているものの、なかなか変わってはいない、毎年同じ要望しているというふうなご指摘でございましたけれども、この要望事項の実現に向けて、今現在ところあまりこれらが実現をされておられませんので、繰り返して声を上げる、こういったことも重要ではないかというふうに考えております。今後も要望等を含め、民生委員、児童委員活動の負担軽減や、あるいは環境改善の支援、こういったことに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 私は民生委員は絶対に地域では必要であると思います。必要だからこそ、皆さんが求めているからこそ、複雑化していくんだと思います。私が懸念するのは、複雑化し過ぎて、身近な声に気づかなくなることが怖いことだと思います。地域の身近な助けの声を聞くことが何よりも大事な民生委員の活動だと信じておりますので、どうぞこれからもきめ細かい課題に対していろんなことを考えながら、民生委員さんにとっても、地域の方にとっても、いい地域になるようにどうぞよろしく願いをいたします。



これで終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第11号、第10番、奥山文市郎議員。

○10番（奥山文市郎君） 第10番、奥山文市郎でございます。

9月に入りまして、この秋は収穫の秋、食欲の秋、スポーツの秋と、様々な形容詞があります。私は今回3点の質問をさせていただきますが、実りあるご回答をよろしくお願ひ申し上げます。

まず1点目です。魅力ある「広報やす」づくりについて質問します。

私は、自治体広報の役割は大きく分けて、次の3つであると考えます。1番目は、行政サービスや必要な自治体情報を正しく伝えること、2番目には、移住を考えている市外の人々や企業進出を図ろうとする事業者に対して、自治体の魅力を発信すること、3番目は、地域でのコミュニケーションを深め、地域への誇りと愛着を醸成するツールであること、この3点であると考えています。

本市で毎月発行され、月初に家庭に届けられる広報については、さきに言いました1番目の市民への自治体情報発信については及第点であるかと思いますが、2番目の市外への自治体の魅力発信及び3番目の地域の愛着と誇りを持つといった2点については発展途上であると考えています。

先月、県庁の広報課に伺い、県内市町の広報紙を見比べてきました。まずもって、広報紙の表紙がモノクロである市町は本市以外にはなく、最初にとてものがっかりいたしました。これが本市でして、あと県内の市の広報の表紙は全部カラーでした。そして、町、これも全部カラーでした。中身につきましても、カラーないしは2色刷りというところがほとんどでありました。そして、他市町の紙面の中を見ていくと、市民に対する必要な行政情報はそれぞれ独自に工夫されて掲載されていましたし、市政の取り組みの特集記事や首長メッセージなども随所におりばめてありました。

このときの感想ですが、市民向けの行政情報以外にも、市町がどの方向に向かってまちづくりを進めているかや市外の人々や企業に対して我がまちの魅力をPRし、もっと市外から自分の市に住んでもらい、そして企業誘致も頑張るといった地域ブランドづくりにも積極的に取り組んでいる姿勢が広報からうかがい知ることができました。

本市も昨年から今まで力を入れてこられてなかったふるさと納税の取り組みで大幅な税収増もあり、また県内有数の大規模開発フロンティアと見込まれている野洲駅前開発などで、市外の方々からも注目されているところであります。財政難だけで、大切な市への情

報発信ツールであり、市の生きていく姿を映し出す広報紙のレベルは決して下げてはいけないと思います。ふるさと納税の大黒柱、SK-IIのブランドイメージに近づけるまでもありませんが、近づけようとする努力と工夫も必要ではないかと考えます。

そこで、次の5点について質問させていただきます。

まず1番目です。本市における広報紙の紙面づくりのコンセプトや特徴について、市長にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 奥山議員の本市における紙面作りのコンセプトと特徴はについてのご質問にお答え申し上げます。

「広報やす」は、行政サービスのお知らせや手続方法、また催しの案内、各種団体が実施されている事業の紹介などを掲載しております。また、最新の情報を市民の皆さんへお届けするため、毎月発行し、あらゆる年齢の方々が市政の情報を知り得る身近な情報紙となるよう心がけております。

次に、特徴については、県内の多くの自治体では、右とじ右開きを採用され、縦書きや横書きが混在しておりますが、本市は左とじ左開きとして、全て横書きに統一していることから、見やすく、読みやすい広報紙となっております。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

それでは、2番目ですけれども、先ほど冒頭申し上げましたように、モノクロもいいんですけれども、本市だけが今言ったようなモノクロであったということを市長は認識されていたかどうかのことですね。今後、表紙のカラー化等への刷新については、していただけるのどうかという検討とか、実施見込みについてお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2問目のご質問にお答えいたします。

表紙のカラー化の導入はこれまで幾度となく検討してまいりましたが、経費が増大することから見送ってきた経緯がございます。今年度も黒一色刷りとした広報紙を発行するため、編集、印刷業務委託の仕様書を作成し、入札執行を行い、既に委託業者を決定しておりますので、年度途中からの導入は困難であると考えております。しかし、来年度からカラー印刷に取り組むよう検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

来年からカラーになるという見込みで、1つ、わくわく感が湧いてきました。

（「来年度」の声あり）

○10番（奥山文市郎君） 来年度。

それで。1問だけ再質問させていただきたいと思います。

大変今までは財政難というか、経費がかかるということでモノクロだと思っんですけども、今、表紙のカラー並びに中身を2色刷りにすれば、今よりどれぐらい経費がかさむのか、分かればおっしゃってください。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員、通告にないので、分かる範囲としますので。答えられるなら。

赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの奥山議員のご質問にお答えします。

今年度、白黒といいますか、今現在の請負を行っております業者に以前見積りをいただいたところによりますと、カラー表紙、それから中2色で、現在の契約額に約60万円増額するというふうに見積りを入手しているところです。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今の令和3年度でふるさと納税6億といったことで、今年も10億ほど見込まれています。本当に1%も満たないぐらいですので、ぜひとも市として強く情報発信のツールとして大事なので、ぜひともカラー化をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に参ります。

市外の人々や企業に対して、広報の中で魅力発信することについてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

「広報やす」は市政の情報を広く周知し、市民の理解を深め、透明性を高めるため発行しており、記事の対象は主に市民と市内の事業所となっております。ご質問の市外の方々や企業に対して本市の魅力を発信することは、市政の発展を考えますと重要であると認識しております。しかし、現状の限られた紙面の中、市民や市内の事業所の皆さんに関する

身近な情報を多く掲載していることから、新たな記事の掲載は厳しい状況と考えております。

なお、幅広い情報を発信する手段としてホームページの活用は有効的であるため、積極的に活用し、野洲市の魅力を伝えられるよう工夫したいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

市外の方につきましては、先ほど言われましたホームページを中心に、それは理解しませんが、先ほど市長がおっしゃいました事業所に来られている市外の方は、やっぱり広報とか見られますし、そこに力を入れれば、市外の方へ市民の方が自慢して、その広がりも増えてくるかと思えます。ちなみに、県庁の県民サロンに行きますと、県内市町の広報が置いてありまして、もし市外、県外の方が滋賀県のどこかに住みたい、そして企業進出したいという方が県庁へ行って、広報を見てちょっと考えようかとなったときに、野洲が目立つは目立つんですけども、多分この時点で落ちてしまう。やっぱり、カラーのほうの中身を見るということです。そういうことで、やはり一番表紙は大事だと思います。

じゃ、次の質問に参ります。4番目です。

ふるさと納税拡大に向けての広報活動の積極的な取り組みの中で、広報紙等の利用は考えていないのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目のご質問にお答えをいたします。

総務省の告示において、返礼品を強調し、寄附者を誘引するような広告が禁止されることや寄附金の募集に要する費用等の必要経費は寄附額の50%以下に抑えなければならないことなど、一定の制約があるため、広告掲載を行うためには慎重な検討が必要であると考えております。

今年度は地方で活躍する滋賀県出身者に情報を発信されている全国滋賀県人会連合会の会報誌「おうみの風」に広告掲載を行い、また昨年度におきましては、シティープロモーションとして、読売ファミリーで新聞掲載したほか、大阪滋賀県人会の会報誌「近江路」のふるさと納税特集ページに、県内の他市町とともに広告掲載し、本市の魅力をPRしたところでございます。

今後も国の定めた基準内で費用対効果を慎重に判断し、効果的な広告があれば、積極的にPRしていきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 積極的なふるさと納税等での販売促進であるんですけども、1点だけ再質問させてください。

東京の日本橋に「ここ滋賀」という滋賀県産食品とかPRのアンテナショップがあるんですけども、そこに野洲の広報は置いてあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員、通告にありませんので、答えられる範囲になります。市長。

○市長（栢木 進君） 担当部長も横を向いておりますので、後ほど調べさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 特にあそこも、東京の方とかがたくさんいらっしゃいますし、近江牛の横にあれば、野洲のPRにもなりますし、そこに例えば、SK-IIのPRがあれば、より納税者も増えてくるんじゃないかという期待値で申し上げました。

それでは、5番目の質問に参ります。

夢と希望あふれる未来に向け、市政発展ロマン、いわゆる市長メッセージ等の発信についてのお考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目のご質問にお答えをいたします。

現在、「広報やす」への掲載は、行政サービスのお知らせや手続方法、催しなどの知らせが中心となっておりますが、今後紙面構成を考える中で、その時折に取り組む主要な施策に対する市長の思いを市長メッセージとして掲載することも検討し、市民の皆さんと市政情報や市の進む方向性を共有することにより、笑顔あふれる市政の実現と住んでよかったまち、住んでみたいまち、住み続けたいまちと感じていただけるよう、広報活動を行ってまいります。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 力強いお言葉、ありがとうございます。野洲市政は今まで迷走していて、どちらに向かっているのか分からないといった市民からの声が多かったんですけども、何とか先が見えてきたという状況で、紙面についてはカラー版に刷新し、中身については市長とか執行部が考えておられる方向性をしっかりと明示して、毎月初1日には、明るく一月が過ごせるように広報紙の紙面の工夫をしていただきたいと思います。

ちなみに、私、昨年、千葉県流山市というところに、たまたま市役所へ行ったんですけども、必ず他市の市役所に行った場合は広報を見てきまして、その広報を見ただけで、やはり流山というのは、日本一の子育ての市ですし、そういうメッセージが伝わってくるので、すごく全然知らんものについては、広報紙を見ただけでそのまちづくりの方向性、コンセプトが分かるというツールでもありますし、より一層の充実をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほどの4問目のところで、後ほど調べましてということをお願い申し上げますけども、広報紙を置いているか置いていないかということで確認をしようと思ったんですけども、奥山議員の発言の中にSK-IIを置いてというようなあれがあったもので、そういうことはちょっとできないもので、広報紙の話、それをちょっと確認させていただこうと思います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 確認させていただきました結果、「ここ滋賀」のほうには野洲の広報紙は置いておりません。他市の広報紙が置いているかということはちょっと未確認でございますので、今、少なくともあの野洲市の分については置いていないということが分かりましたので、回答させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） それでは、2番目の質問に参りたいと思います。

平和教育の積極的推進について質問させていただきます。

去る8月9日に野洲市平和のつどいが防災センターであり、戦没者の追悼が行われました。私も参加させていただきましたが、当時参列されましたご遺族の方をはじめ、関係者は、改めて二度とあの痛ましい戦争を繰り返すことなく、未来にわたって、恒久平和が続くことを誓い合いました。

今年には戦後77年、開戦からは83年が経過いたしました。この年月は、現在、我が国の男性の平均寿命82歳の年数を超え、さらには戦争体験者も年々少なくなってきており、平和教育が衰退、あるいは風化していくのではないかと懸念しております。さきの平和のつどいの参列者を見ても高齢の方が多く、今後の継続した開催には次代を担う若者や子どもたちの参画や内容の工夫が必要であるとも感じたところであります。

一方、さきの2月定例会で全会一致で決議させていただきましたが、今から半年前に起こり、いまだに終息の見通しが立たない隣国ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、さら

にはこれも隣国中国による日本近海での軍事演習や台湾有事への脅威、加えて、北朝鮮によるミサイル発射など、我が国を取り巻く国際情勢も現在非常に厳しいものがあります。

また、国内に目を向けますと、7月に突如として発生した安倍元首相の暗殺や無実の市民を巻き込んだ無差別テロ行為の発生など、国内外で日常の平和が脅かされている時勢となったことは非常に残念ですが、直面している危惧すべき現実であります。本市としても、平成18年に平和都市宣言を行い、世界平和の実現と核兵器の廃絶を願うとともに、市民の人権と環境が守られるような社会実現を目指しています。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

1点目、現在の小中学校における平和教育への取り組みについてどうされているのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、奥山文市郎議員の第2問目、平和教育の積極的推進についてのご質問にお答えをいたします。

そのご質問の1点目、小中学校の平和教育についてお答えをいたします。

本市では、平和教育はかなり力を入れてやっております。まず、小学校では、6年生の社会科、歴史学習と関連づけながら、平和について学習をしています。そして、6つの小学校全部ですが、滋賀県平和祈念館を訪問したり、あるいはその祈念館からの出前授業を受けたりして、身近にあった戦争を学ぶことで平和学習を行っています。また、修学旅行で広島を訪れ、原爆資料館などでの現地学習を行っている学校もございます。

一方、中学校では、主に2年生の後半から人権学習の一環として平和学習を行っています。そして、3年生の修学旅行で長崎や沖縄、あるいは長野県を訪問し、戦争の関連施設のフィールドワークや被爆体験、戦争体験の講話を聞くなど、こういう学習を行っています。こうした現地での学習で戦争は最大の人権侵害であるというまとめを行っています。

さらに、小中学校とも発達段階に合わせて、道徳や学級活動の時間に、絵本や物語、あるいは映像教材などを使いながら、平和について考える学習を適宜行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

小中学校で積極的な平和学習をされているということ、特に長崎とか広島とかへ行かれて、実際にフィールドワークということで安心しました。これで、大人から子ども、子ども

もからまた次の世代へ引き継がれていくことを祈るばかりです。

それでは、2番目の質問に参りたいと思います。

先ほど、開催されました市の平和のつどいにつきまして、小中学校生徒の参画については考えておられるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、奥山議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

野洲市が主催をしております野洲市平和のつどいは戦没者を追悼するとともに、過去の悲惨な戦争の教訓を決して風化させることなく、次の世代に語り継ぎ、世界の恒久平和の実現を目指すことを目的として、毎年8月に開催をさせていただいております。令和元年度までの平和のつどいにつきましては、遺族会の関係者だけではなくて、小中学生を含む一般参加を広く募りまして、その内容につきましても、第1部、戦没者を追悼する式典と、それから第2部、平和を祈念するつどいの2部構成とさせていただいております。また、この第2部におきましては、滋賀県遺族会が主催をされております戦跡地訪問という事業があるんですけども、これに参加をされた市内の児童生徒による体験発表などを行ってきたところでは。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、令和2年度からは規模を縮小いたしまして、小中学校の児童生徒を含む一般参加の募集については中止をするとともに、第1部のみの開催としているところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後につきましては、小中学校の児童生徒の参加を含めた一般参加の募集を再開いたしまして、令和元年度以前と同様に2部構成として、児童生徒による体験発表など、平和を考える契機となる催しを開催していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

これも安心して、コロナ禍が明けしたら、2部構成で、やはり未来をつなぐ子どもたちにもこの悲惨な戦争体験を、継続して末代まで語り継ぐようご努力をお願いいたします。

それでは、3番目の質問に参ります。



過去の悲惨な戦争教訓を風化させないための市の取り組みについて、何か考えておられることがありましたら、お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 3点目のご質問、本市の取り組みについてお答えをいたします。

例年8月初旬から中旬にかけて、多くの市民が利用されています野洲図書館本館ギャラリーにおいて、平和パネル展を開催しています。主な内容については、「原爆と人間」をテーマに、広島、長崎の原爆投下後の被害状況の写真をパネル化し、原爆の恐ろしさ、戦争の悲惨さと平和の尊さ、そして戦争こそは最大の人権侵害であることを訴え続けております。

また、今年度につきましては、8月2日から8月16日にかけて、例年の「原爆と人間」というテーマ以外にも、「戦争が人々に与えた影響」（子どもと戦争、はたらく子どもたち、疎開や滋賀県の軍需工場）というテーマについても、併せてパネル展示を行いました。

そのほか、市役所をはじめ、公共施設において、原爆、戦争死没者の慰霊並びに平和祈念のための黙とうの呼びかけと半旗を実施し、市民の皆さんへの啓発といたしております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

戦争教訓を風化させないために、市も今後継続して様々な取り組みをお願いしたいと思います。私も個人的によく沖縄とか鹿児島を知覧とかへ行くんですけども、やはりそのときに、今の日本の繁栄があるのは、そういった人々の犠牲があったからこそこうした平和な日本での安全、安心が得られているんだとということを痛感しますし、自分たちの末代までこういった方への感謝する気持ちは伝えておきたいと思います。

そして、これも私ごとですけども、最近、数学者、藤原正彦さんの「日本人の真価」という新書を読み終えたんです。その中の一番最後に書いてあったんですけども、この方は終戦のときに満州にいらっやあって、そのときに命からがら母親とともに日本に帰ってこられたということが書いて、お父さんはちょうど作家である新田次郎なんですけれども、气象台でお仕事をされていて、どうしても仕事柄、皆さんと同じで、公務員で日本に帰れないということで、泣く泣く母と子どもだけを帰したんです。

そういうことが教訓として、書き終わったんですけども、このウクライナ侵攻で、ちょ

うど私どもも目にしたんですけれども、国内で起こった戦争で国外に避難するときに、やはり母親と子どもは国外に避難できるけれども、お父さんはウクライナに残って、国民のために戦わなくてはいけないということで、ちょうどこの藤原さんの教訓とオーバーラップしてきて、なぜお父さんが残らなくてはいけないといったことは、そういう常々平和教育でその国を守るためだというところで、非常にこの藤原さんはそういう平和教育の尊さというか、今、これからの日本の使命としては、そういうことを全世界に訴えていかないと駄目だということもおっしゃっておられましたということでした。

それでは、3番目の質問に参ります。

市道市三宅小南線の維持管理について質問させていただきます。

この市道市三宅小南線は、小南地先の日野川堤防において県道2号線と接道後、この県道の迂回路、あるいは守山、草津方面へのアクセス道路として、近年、交通量が非常に多くなってきています。この道路は永原以西は歩道が整備されていますが、日野川堤防の信号から永原地先までは歩道もなく、歩行者や自転車の通行には極めて危険な道路環境下にあります。これが小南地先でして、左側が交差点部分、そして右側の部分は家棟川の手前の道路であります。さらには、この部分の路側帯の両側は農地や排水路となっておりまして、管理区分も明確でなく、雑草等の除草管理が十分にできていない現状があります。特に交差点部分では雑草の丈が長くなると、自動車、自転車等の運転者の視界を遮ることもあり、非常に危惧すべき交差点環境にもなります。これ、南側の写真のこの部分で、非常に車の通行が見にくいという状況にあります。

また、この道路の両側にある農地、いわゆる耕作田において、農作物の播種や刈取り等の農作業を実施する場合、通行量が多いために、いつ事故が起こっても不思議ではない状況下にもなります。さらに、道路のり面の除草作業をする場合においても、草刈り機による石等の飛散により、通行車両を破損する可能性とも直面しております。農業者にとっても非常に作業困難な場面にも遭遇しております。

来る4年後には、新病院が体育館横に整備される予定となっておりますが、この道路は本市の篠原学区や祇王学区からの重要なアクセス道路ともなり、さきの市民説明会等で意見がありましたように、今後、安全確保のために必要な道路整備をすることが重要ではないかと考えます。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

まず、1点目です。

当該市道における路側帯の除草管理区分と現状の除草管理についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 奥山議員の市道市三宅小南線の維持管理等についての1点目のご質問にお答えをいたします。

当該市道の路側帯の除草管理区分につきましては、道路構造上、路肩からおおむねのり尻までののり面を道路管理者が管理するものと考えております。現状の除草作業につきましては、道路河川課作業員等による除草作業が基本ではございますが、議員おっしゃっていただきましたように、地元自治会の皆様によります奉仕作業や、また農業者、農業関係の皆様のご協力によります除草をいただいている区間もございまして、大変感謝を申し上げるところでございます。職員によります除草作業につきましては、交通災害を防止する観点から通行に影響する路肩50センチメートル程度を対象としておりますが、特に議員ご指摘の交差点付近におけます除草につきましては、通行車両の視界を確保するため、除草回数を増やし、作業を実施しているところでございます。

今後も引き続き、適正な維持管理に努めるよう、道路パトロールのときに支障がある箇所を発見した場合や市民の皆様等から情報をいただいた場合には速やかに除草作業を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今、路肩の道路から50センチは行政が管理されるということで限界があるかと思いますが、特にここに思うのは、同じ市道でもちょっと最初の部分なんですけども、Aと言った私が住んでいるところについては、我々耕作者のほうで除草管理しているんですけども、家棟川を超えると、草が部分的には伸びているということでありまして、同じ市道でもその地域間で格差があって、やっとな今、除草管理区分が分かったんですけども、地元は地元でやるところと、していないところがあるんですけども、やっぱりバランスある環境保全対策について、またご指導とかをやっていただきたいと思います。

特に防災を語る上で、自助、共助、公助というんですけども、環境美化というか、環境保全についても私も一緒だと思います。自助については、やはり、各地域も高齢化で難しくなってきました。そして、公助につきましても、財政的な負担とかいうことで、これも大変だ。だから、する方法としては、やはり共助ですね。相互扶助の精神で自治会が農業

組合と協力しながら、その除草管理を共にやるといった姿勢で、環境保全に努めていただけたらいいかと思います。

次の質問ですけれども、永原地区信号以東の歩道整備について、今後検討されていくか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

当該道路につきましては、市の都市計画マスタープランにおきまして、地域内幹線道路として位置づけられておりまして、既存道路の適切な維持管理や歩道整備等を推進する路線ということになってございます。しかし、現在の当該道路の永原地区信号以東につきましては、市街化調整区域であり、周辺の土地利用の状況から鑑みますと、歩道整備の優先度は低いと思料されることから、現在のところ具体の整備計画というのはございません。

ただ、新病院の立地場所を総合体育館の温水プール跡地で検討を進めておりますことや令和6年には大津湖南幹線が県道野洲中主線まで4車線で供用開始されるということもございまして、周辺地域の環境変化を注視しながらということにはなりますけれども、今後、歩道整備につきましても、一定の検討が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

歩道整備については、用地買収とかも必要ですし、時間とお金もかかるんですけども、先ほど部長おっしゃいましたように、4年後の新病院完成までにはできたら篠原学区、小南のほうから歩いて、あるいは自転車で安全で病院に行けるような道路整備をしていただければ、非常に利用度も高まりますし、ありがたいと思います。

そして、歩道があることによりまして、先ほど言いましたけれども、農家の方がのり面を除草するのにちょっと空間があると、石が飛ぶ距離があるので、そういう安全性の面からも非常に重要であると考えていますので、その二面性の部分で、またご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に行きたいと思います。

県道48号線との交差点における信号設置について検討されているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

当該箇所の信号機設置は平成22年度から設置主体である滋賀県警察に対して要望しており、本年度も要望しております。しかし、平成27年12月28日付、警察庁交通局長通達「信号機設置の指針」に記載されている信号機設置の必要条件のうち、幅員の確保が満たしていない等の理由により設置が困難であるとの回答を得ております。

しかしながら、今後も信号機の設置に向けて、関係機関と調整しながら、滋賀県警察に対して要望していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

再質問なんですけども、今、幅員が確保ができていないから信号設置が困難とおっしゃっていただきましたけども、大体どれぐらいの幅員が必要なんですか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） まず、道路幅員としましては6メートル、そこに信号柱の設置部分が50センチと滞留場所の確保として路側帯1メートル以上が必要ですので、最低でも7.5メートル必要になってきます。現在の県道の幅が交差点部分で大体3メートル。ただのり面を入れますと6メートル要ります。市道側のほうが、近江八幡側が7.5あるんですが、守山側のほうが6.5と。多分用地買収を含めた、そこそこの大規模のやつが要るのではないかと。それで、それにつきましては、また今後も県道側は市でできませんので、県のほうにも要望していかないけませんし、市のほうにも道路部局に対してお願いをせないかんわけなんですけれども、ちょっとその部分を含めて、関係機関との調整というお話で、先ほど答弁させていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今、幅員7.5メートルとお聞きしましたけども、これが仮に、片側でもいいんですけども、歩道を設置すれば、その歩道も含めて7.5メートルという理解でいいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　ちょっと具体的なその歩道の計画を策定されるときに、再度警察のほうにその部分は確認しながら、進めていきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君）　奥山議員。

○10番（奥山文市郎君）　いずれにいたしましても、すぐには無理かと思えますけれども、先ほど三上部長もおっしゃいましたように、令和6年度に湖南幹線が比留田まで完成します。その先線、近江八幡方面につきましては、今のところ未定であるというところで、この車の流入がこの市道ないし県道2号線に流れ込むのは間違いないと思えますので、さらにこの市道については交通量が増えると思えます。そのときに、やはり安全対策として、信号設置、並びに歩道整備等も含めまして、またご検討をよろしくお願いいたします。

以上、3項目にわたりまして、ご質問させていただきましたが、ご丁寧なる回答ありがとうございました。そして、くぐりに、今の市政とか市の状況を、県内市町を俯瞰することということでありまして、例えば陸上競技のトラックを走っていて、この本市、野洲市がどれぐらいのポジションで走っているかということですね。残念ながら、広報が一番べったと思います。それで、県内19市町あるんですけども、うちの財力でしたら、決して先頭を走れとは言いませんけれども、せめて10位以内、サブテンぐらいを目標にして、ないし5位ぐらいを目指して、疾走しながら、あります。

これから、台風シーズンとかで執行部の皆さんには、市民の安全、安心を守るために、大変だと思えますけども、たまには立ち止まって、前後左右を見ながら、ちょっと頑張ろうかなということ、やはり市長を先頭にして、そして横に県から来ていらっしゃる副市長もいらっしゃいますし、ご指導を仰ぎながら、いいポジション取りで野洲市政の発展のために頑張ってくださいをお願いしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君）　暫時休憩いたします。再開を14時40分といたします。

（午後2時20分　休憩）

（午後2時40分　再開）

○議長（荒川泰宏君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第12号、第16番、岩井智恵子議員。

○16番（岩井智恵子君）　第16番、新誠会、岩井智恵子でございます。

2項目について質問をいたします。

質問に入る前に、コロナウイルス収束の兆しがいまだ見えない中、福山病院長をはじめ、

医療関係者の皆様には献身的に職務に当たっていただき、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

では最初は、野洲市病院事業管理者、野洲市病院整備事業顧問についてお伺いをいたします。

さて、去る8月12日の第4回市議会臨時会での再提出議案、議第64号から議第68号までが賛成多数で可決されました。それを受けて、早々の8月23日の全員協議会で正式に現市立野洲病院の副院長である前川聡氏を病院事業管理者に、また淡海医療センターの名誉院長の柏木厚典氏を病院整備事業顧問に委嘱すると報告がありました。

そこで市長にお伺いいたします。

第1問目、事業管理者と整備事業顧問のお二方が早々の9月1日より就任をされました。多くの市民には突然の就任に驚いておられる方も多いのではないのでしょうか。そこで、それぞれの職務の内容と任期、報酬について、改めてお伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員の1点目のご質問、病院事業管理者及び顧問の職務内容等についてお答え申し上げます。

まず、病院事業管理者の職務につきましては、今の経営管理の全ての最終判断と責任のほか、新病院整備に向けた取り組みを開設者である市長執行部とともに担っていただくものです。日々の具体的な職務について一部申し上げますと、病院に係る対外的な申請、通知、進達等の行政的行為の決定、大半の契約行為、財産管理などの経営、院内の重要会議の運営などがございます。そして、任期については、令和4年9月1日から令和8年8月31日で、報酬については、給料、医療業務手当、通勤手当、期末手当の12か月分を予算ベースで申し上げますと、合計1,966万5,930円でございます。

次に、事業顧問についてですが、役割として、市が進める野洲市民病院の整備事業について高度な医療、医療経営の専門知識を活かし、市長や病院事業管理者、その他関係職員に対して助言をしたり、相談に応じたりするほか、関係医療機関や医療関係者との調整補助や支援を行っていただくものです。また、評価委員会や議会の特別委員会を想定していただきますが、当該会議の議長の許可を得て、病院整備に関する会議に出席し、意見を述べることも役割としております。

そして、任期については、令和4年9月1日から令和6年8月31日で、報酬については日額1万2,000円でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 市長、ありがとうございます。ご丁寧に言っていたんですが、ちょっと覚え切れませんが、では再質問に移させていただきます。

今言われましたように、事業管理者の報酬年間2,500万という額が当初から独り歩きし、議員の多くは疑念を抱きました。その後、給与、医師手当、ボーナス等で年間約1,966万、それにプラス、社会保険料、退職金等で約460万、計2,500万の内訳が示されました。この内訳は事業管理者の給与等の積算に常勤の医師としての分も含まれており、その上、市長の権限に属する事務の処理、病院事業の業務を執行させるため置くことされていて、その責務は広範囲で、大変大きな責任を伴います。市長は、事業管理者が実際常勤医師として職務を遂行できると見込まれているのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 当然、見込んだ上でご就任いただきました。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 「見込んだ上」と言うんですけれども、他の常勤、あるいは非常勤の先生方のバランスもありますので、常に管理のほうばかりお仕事をされていて、今の給料が保障されるとか、バランス的なことを考えると、なかなかその重圧というのは大きいんじゃないかなと思います。

では、質問の再質の2として、管理者は副院長として4月より勤務され、5か月になります。このたび、それなりの覚悟を持って就任されたことと思いますが、例えば、今も市長が言われましたように、全面的な管理業務の中において、例に挙げましても、一般質問、こういった市長がされている答弁などを、この役割を任せられるときもあるかと思いますが、補助職員体制についてはどのようになっておりますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） そもそもでございますけれども、今までも管理者の職務については、病院長に委嘱しておりましたので、病院長が今まで1人でこなしておられたという部分もございますので、その部分を考えますと、特に問題はないと。十分に補助職員は今までどおり、病院事務部長をはじめ、以下今までどおりおりますので、大きな変化はないというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 今、市長は大きな変化はないということで、そこに職員を持



ってこななければならないということはないんですね。特にまた派遣をするとか、職員をさらにとということはないということですね。

では、問題2に行きます。

今まで市長は病院事業管理者も兼ねておられましたので、このような委嘱をされた要因として、専門的な医療知識や新病院整備など、専門性においても責任の重要性からして、分からなくはありません。まして、一刻も早い病院整備を望む市民の声も多く、早期建設のため、事業管理者と整備事業顧問を同時に委嘱されたというわけですね。委嘱については議会で可決もされていますので、異を唱えるものではありませんが、新たな整備場所が提案されてまだ4か月足らずです。強引なすり合わせというか、手際よさがかえって委嘱について、ほかにも何か考えがあつてのことかと思つてしまいます、これは私個人ですが。その点、どんなことがあるのかないのか、そこらをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時49分 休憩）

（午後2時52分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど、管理者を委嘱というふうには、病院長に委嘱という文言を申しましたけども、委嘱ではなく、委任でございます。一部委任をしているということでございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） それでは、先ほど市長から反問がございました。内容を確認いたしましたら、反問できるということで、岩井議員からも了解を得ましたので、反問を認めます。

市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員の2問目への答弁に当たり、反問させていただきます。

質問の中で「ほかの何かの考え」とおっしゃっておられますが、「ほか」も、そして、「何か」も抽象的過ぎて、的確に答弁することが難しいことから、具体的な例を示していただくなど、質問の精度を上げていただくようお願いを申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 分かりにくい点は失礼をいたしました。私が含んでいる意味というのは、市長が1月から約4か月、熟考中に入られまして、そして5月18日でした

か、急に場所の転換、野外に持っていくということを発表されて、今、4か月足らずなんですけれども、それが明けた途端にもうこうして管理者、そして顧問という方をもうこちらに呼び寄せて、大体7月1日で言うておられたんですから、その手際よさというのが、じゃ、Bブロックをちょっと考えていたのかなということも何もなく、ただそういうことに市長ははせ参じておられたのかと、私は逆にそこを手際よさと言っているわけであって、市長の本心というんですか、私たちはBブロックも含めて考え直して下さっているのかなと思ったら、創政会から要望書が出た途端にもうそこはやめにして、熟考中に入って、今、まだ4か月ですね。そういう中においても顧問や管理者を、繰り返しますが、そこを言っているんです。

○議長（荒川泰宏君） 反問はこれで終了します。

引き続き、岩井議員、質問を続けてください。

○16番（岩井智恵子君） それでは、市長からはその点についてお伺いできなかったんですけれども、答えが言えないと言うたことは聞きましたけれども、これに何らかのものが、思いがあるかということについては、答えてはいただけてないんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員の2問目のご質問にお答えいたします。

他の考えは何もございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） では、問3に行きます。

栢木整備事業顧問は、一例を挙げますと、前社会医療法人誠光会理事長、湖南メディカル・コンソーシアム役員、現淡海医療センター名誉院長という肩書をお持ちで、委嘱の内容も、地域医療、病院経営等に精通したアドバイザーが必要であることとされています。ここで気になる点は、今年3月の一般質問で、益川議員が初めて湖南メディカル・コンソーシアム加入の一連の件を取り上げ、今日に至っていますが、虚偽答弁の払拭に至ってはいません。

そんなさなか、市長は、湖南メディカル・コンソーシアムに精通をされているであろう栢木整備事業顧問を委嘱、市長部局に置かれました。先日の全員協議会の席上、「まだ参加法人となっていない」ときっぱり断言されましたが、そういった関係性の中で、今後、

湖南メディカル・コンソーシアムの加入問題が再び浮上するのではないかという懸念についてお伺いをします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 2 時 5 7 分 休憩）

（午後 3 時 0 0 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長より反問の申出がありましたので、反問を許可します。

なお、反問は質問議員 1 人につき 2 回までとなっております。

市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員への 3 問目のご答弁に当たり、反問をいたします。

質問の中で、「メディカル・コンソーシアムへの加入問題が再浮上」とおっしゃっておりますが、正確にお答えするために、議員がこの質問の前提とされている湖南メディカル・コンソーシアムについて、この機関は医療法第 7 0 条に基づき知事の認定を受けた、いわゆる法定の法人であり、非営利で地域包括ケアシステムの推進に関して重要な役割を担う公的な団体ですが、一体何を根拠に何を問題視されているのか、そのご認識について、まずお示しいただきたいと思います。

また、虚偽答弁とご質問の中で申されたことについて、私の認識では虚偽答弁をしたことがないことから、何を指しておられるのかを特定できないところではありますが、忖度して、去る 3 月 2 5 日の市議会での修正答弁であるとした場合、私は去る 8 月 1 0 日の全員協議会等において既に虚偽と言われる事実がないことを説明済みであります。答弁の正確性を高めるためにも、この期に及んで議員が虚偽答弁と申される根拠を、8 月 1 0 日に私がお伝えした内容を基準に明確にご説明いただきますことを求めます。

○議長（荒川泰宏君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

岩井議員。

○1 6 番（岩井智恵子君） 突然言われたものですから、ちょっとこんがらがってはおりますけれども、確かに 8 月ですか、市長が表、裏を入れると A 3、3 枚において、こういったもの全員に配られました。これで市長が全部クリアになっていると思われているのが私はちょっと不思議なんですね。

益川議員が言われていた 3 月 9 日の本当の一般質問であり、また 6 月 3 0 日にはパウハラのごことで答申が出されています。それも私は本当に毎日のようにこれを持ち歩いている

んですけど、17ページからずっと書いています。何もこれはパワハラがきちっと証明された、認定されたということは、そこらのことも全部書いてあるんですね。本当は、だからこの反問をもし言われるのであれば、本当のことを言っているのか。市長がせっかく収めたと思っているものを寝た子を起こすようなことになるので、本当はしたくはないんですが、私がなぜ納得していないかと言いますと、今、市長が実際、院長とも話されているテープも聞きました。それから、ここに書かれている、自分は野洲市をよく見てもらいたいから、メディカルに賛同というのか、応援している滋賀医大の先生にもう入ったということを書いてしまった、そういう表現をしたのは申し訳ないところで断っておられますけれども、一介の、やはり市長であります。その市長が度々わびを入れてはるんですけども、これが果たして通るものか。本当に私は3月9日のこの一般質問からちょっと疑問をずっと抱きかけておりました。それで、そのときにも後も、こういう、もらったんですけど、それが払拭に至るほどのことは私は感じなかった。

ですから、まして今度顧問として、そういった理事しておられたのか役員か、はっきりそこは分かりませんが、その顧問が来られた中で、このメディカルのほうに加入をすることになるのではないかと正直思っております。

ちなみに、デメリットとして、これは部長が言っておられる分です。法人の定款にはいろいろ規定があり、予算決定変更、あるいは事業計画の決定や変更、あるいは借入金、さらには財産処理については、加入することで事前に意見を法人に求めることになっているので、つまり予算の協議、計画協議については、議会とかにお諮りする前、前段で法人とお話することになっている。公立の野洲病院のような行政のやり方としては、それにそぐわない。だから、自分たちとしては、まだ今、入るべきではないと。皆、部長たちの中で話した回答が書いていました。これ、私が空想しているわけではないんです。

デメリットもたくさんある中で、こういう問題が浮上してきた。本当に公立病院として、私はそこを懸念しているんです、正直言って。それが払拭されないと、市長は虚偽答弁もこの前ちゃんとこれ、紙に書いたではないかと言われるかもしれないですけども、それで払拭ができるほどたやすいことではない。やっぱり、市のトップである者は、院長に対してもう入ったということははっきりテープで聞きました。市が入ったということを、でも院長は私は承諾してない、私は入っていませんということを院長も言われています。そういうことが、やっぱり払拭されていないという、この私の言葉になっているんです。

だから、ゆくゆく加入されることがあったとしても、そういう要因を顧問として持たれ

るということは、そういう疑いも、駄目と言ったらおかしいね、まだしっかりと執行部皆さんが納得していないところで、たつたつたって、やっぱりアドバイザーですから、専門ですから、そういう方がお入りになることで、大きくギアチェンジされていくのでは、やっぱり私は野洲市、この公立病院の行方をすごく心配しているんですよ。ですから、そういうことを申し上げました。失礼な段があったら、それは申し訳ないんですけど、そういう意味合いです。

○議長（荒川泰宏君） 反問はこれで終了します。

市長。

○市長（栢木 進君） ただいまの岩井議員の反問に対するお答えをお伺いいたしました。いずれも、根拠のない偏ったお考えと著しい誤認に基づくご質問であることを確認いたしました。しっかりとお答えをしていただけなかったことは非常に残念ではございます。

そのことを申し上げた上で、岩井議員の3問目にお答えをいたします。

議員が懸念されているような構造や意図はそもそもございません。このことは岩井議員がこの質問で汚された栢木先生の名誉と湖南メディカル・コンソーシアムへの欠礼を野洲市として晴らすためにも、断じて申し上げるものでございます。

なお、湖南メディカル・コンソーシアムへの今後の加入の如何については事業管理者を中心に判断され、機動的に必要性を見極められた上で行うならば、公的に手続を経て行われると考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 私の思い過ごしというのか、失礼の段があったのだったら、申し訳ないと思うんですけども、私も必死でこのメディカルの、いわゆる一般質問が出てきたときからすごく興味を持って、本当に市長のされた、最初に暴力団がどうのこうの、社会的何とかかんとか言われて、出さりましたね、6月17日に。あれ自体も口止めはした、まだ執行部も何も通っていないからこれは送っただけやよと事務員に口止めをして、ちゃんとなっているから中身は加入にはなっていないとおっしゃったけど、それは一般的に加入手続をしてきたと書いているんですから、一般的には。そういう中に、やはり市長が送られ、そこで理事会が行われているんですね、市長のそれを受けた形かどうかは知らないけれども。理事会をされている中で、市長が、いやそれは誤りや、向こうの事務員の勝手な過誤だということがここには書いていますけど、過誤だけで済まされるというのか、

全部信じよというのは、やはり無理があるかなと思いますので、この問題は、また管理者の方や、それからそれぞれに部長さんや、また、福山院長などと話し合われた結果に、この湖南コンソーシアムのほうに加入と言う段であれば、私はもう何一つ言うことはできないので、ただちょっとここで一言私の思いというのをここに掲げさせていただきました。

それでは、第4番目に行きます。

野洲市民病院整備基本計画、これ素案ですが、資料では、野洲市民病院運営評価委員会のスケジュールは11月初旬だけになっていますが、今後この評価委員の変更はないのか、また1回だけの開催で形式的なもので、本音の議論、評価は厳しいと思われるが、考えをお伺いいたします。これは健康福祉部政策監。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員の4問目のご質問についてお答えをいたします。

野洲市民病院整備運営評価委員会の委員の変更につきましては、現時点では考えておりません。

また、11月に1回の会議の開催を予定しておりますが、基本計画等素案の内容について、あらかじめ十分な説明を行った上で、会議では忌憚のないご議論をいただく予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） では、再質問に移ります。

今後のスケジュールを見ますと、多くの課題がある中、12月に開催予定の基本計画と成案化までの3か月間に、10月中旬基本計画等修正案作成、11月初旬野洲市民病院運営評価委員会、11月中旬市民説明会、同じく11月下旬野洲市民病院整備事業特別委員会と、かなり過密スケジュールになっています。評価委員会や市民説明会は1回きり。これは強引な逃げ切りとしか思えないんですが、ましてや、この過密スケジュールが市民や議会に対して、常に市長が言われている丁寧な説明に当たるのか。いつも丁寧な説明をしていきたいと言われますが、これに当たるものか。また、スケジュールの変更は考えておられるのかをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） お答えいたします。

先般お示しをさせていただきましたスケジュールの中で、評価委員会、市民説明会、特別委員会、そして業務の完了というような流れの予定をお示しさせていただきましたとおりでございますが、基本計画の修正作業につきましては、委託業務を契約いたしまして、着手いたしております。そして、今現在も修正協議等を進めておりますので、鋭意努力しておるところでございます。9月、10月にかけて、修正案の完成に向けた作業を行いながら、11月には今申し上げました3つの会議等に付議してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） そうすれば、市民への説明という1回きりのこの説明はどういう形でされるのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 先般、市長執行部の熟考明けの市民説明会を各学区ごとに実施させていただきましたけれども、次の市民説明会につきましては、回数につきましては、まだ決定ではございませんけれども、従来から実施をしております2か所程度、2回程度が妥当ではないかというふうなことを想定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） そうしたら、前は否決された理由に、まだ説明会が終わっていない、7回の説明会のうち5回で、まあ稲垣議員がその理由の1つとして否決をされたんですが、今では2回の計画であるということなんですが、この11月は3回、もうびっしりありますよ。それで、12月の初めにこれを提案されるわけですから、本当にこの日のない中で2回もしたりとか、そして評価委員会の方たちの意見、これがどこに盛り込まれるのか、本当に過密スケジュールで、私はこの余裕のない、これでいいのかなという疑問視をずっと持っています。それについてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 特に評価委員会におきましては1回限りと、予定をしておりますし、市民説明会については、今申し上げました2回程度、それらの意見を踏まえての特別委員会でご報告をさせていただく予定でございますけれども、基本計画の修正案に盛り込めないようなことも想定されますけれども、それにつきましては、後々の基本設計なりの中で検討してまいりたいというふうにも考えておりますし、いただいた意見

については、十分反映できるように考慮してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） では次、第2項目めに参ります。

野洲市スポーツ推進審議会の答申を受けて、着実な対応についてお伺いします。

8人から構成されている野洲市スポーツ推進審議会が、野洲市民病院整備に伴う野洲市総合体育館における事業の取り組みへの影響等について、これまで3回議論を重ね、最終3回目の答申を8月19日に教育委員会に提出されました。

また、先催県、いわゆるこの滋賀県の前ですね、以前にされている県の情報からは、割り出した結果、来場者数は、国民スポーツ大会の一般観覧者だけで1日2,000人、卓球の方が1日2,000人、バスケットの方は1日5,000人、すみません、バスケットの方は1日500人、障害者スポーツ大会では3日間の延べ人数で3,900人余りという方を想定している中で、その何割かが野洲市の会場にお越しになるわけでありまして。また、おもてなしの気配りとともに、市の魅力を全国に発信する絶好のチャンスでもあります。

問1、まず単純な疑問ですが、国内最大のスポーツの祭典、いわゆるオリンピックのようなものですが、この国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の会場と分かっているながら、あえて野洲市民病院整備を温水プール跡地に決定されたのはどういうことか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員の大きな2点目のご質問の中のまず1点目のご質問でございます。

本年第2回定例会の一般質問において、岩井議員のご質問に市長からもお答えをさせていただきましたとおり、国民スポーツ大会等との調整についても、病院の整備工程や同大会会場の設営や運営に関して、関係部が協調して工夫することで十分可能であると見込んでいるということを発言されたそのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 今も、来場者数を申し上げましたが、これだけの何割かが来



られるわけです。そして、野洲市としてのおもてなしの心を本当に心から歓迎しなければならぬ中で、すり合わせというのか、この中でいろいろもんでいただいているこの決定は甘いじゃないかなと私は思っております。

じゃ、2問に行きます。

短期的及び中長期的視点でまとめられていますが、いずれにしても究極、最良の会場環境のもとで、選手が最大限の力を発揮するために、病院工事の着手を大会終了後にすべきという答申が出ていますが、どう受け止められているのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の市立野洲病院の状況はご承知のとおりでございますけれども、新病院は早期かつ確実な整備による速やかな開院が求められている状況でございます。一方で、国民スポーツ大会等の開催時期も示されております。こうした背景を踏まえつつ、同大会の終了を待つことなく、協調と工夫により、並行して事業を推進していくようスケジュールをお示しているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） いくら言ってもそのような回答しか返ってきませんので、もちろん病院が一日も早く建つということを望んでいらっしゃる方がおられるので、これは私も決して駄目だということは言い切れませんが、なかなか厳しいお答えでございます。

再質問をいたします。

担当部署の皆様はこの答申を把握されていると思いますが、審議会の役員の方々は野洲市における早急な病院整備の必要性を十分認識しながら、この答申をどんな思いで取りまとめられたのか。私には、会長をはじめ、役員お一人お一人の言葉に、滋賀県が会場に手を挙げたときから、長年このスポーツ大会開催にかけてこられた重みが伝わってきます。この大会を安心、安全のもと、野洲市民も共に盛り上げ、多くの来場者に喜んでもらえたら、これほど大きな意義はありません。だんだんその日は現実味を帯びてまいります。野洲市にとっても大きな事業であります。大会開催県としての責任が共に伴うものでございます。どうかそのあたりの審議会の皆さんの、もう役員さんだけでなく、本当にこれにかけていらっしゃる方、長年これにかけていらっしゃる方の思いをどのように受け止めてい

らっしゃるか、これからもし、今聞かれたのがそういう思いで響くなら、そのお考えをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の開催につきましては、これは市を挙げて開催をしていくというような重要な大会でございます。市長が会長になられておられるということもございますので、我々も同じような気持ちで大会に臨んでまいりたい、準備を進めてまいりたいという前提は当然のことでございますので、そういった気持ちを持って、事業を進めてまいりたいというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 問3に移ります。

おもてなし広場や乗り物の乗降スペース及び駐車台数、中央競技団体正規視察において確認台数なんですけど、これは420台の確保について書かれていますが、その確保についてお考えをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

少し細かくなりますけれども、大会中の駐車場の確保につきましては、野洲市スポーツ推進審議会において、対策案を市のほうから提示をさせていただいたところでございました。

具体的に申し上げますと、まず、ぎおう里横の市有地を除草、転圧等を行いまして、一定の整備を行うことで約50台程度の確保が可能となります。また、現在の体育館前の第1駐車場におきましては、現行140台ございますけれども、そのうち、大会期間中のおもてなし広場、送迎バス、タクシー乗降場を設置した上で、残り53台の確保が可能と見込んでおります。さらに、体育館裏の第2駐車場におきましては、大会期間中は工事等を一切実施しないため、319台を確保できることから、合わせまして422台を見込めることを対策案として提示をいたしております。この案を中心に引き続き細部につきましては、担当部との協議を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 再質に移ります。

工事を一時中断というようなことを言われておりますけれども、工事現場や資材置場、また工事用の仮設物はそのままで想定されます。旧温水プール解体のときには、第1駐車場を閉鎖して行われたと聞いています。工事の一時中断程度では、国民スポーツ大会等はなかなか開催できないと見込まれますが、本当に安全面からいっても大丈夫なのでしょう。ここはもう建てると言われたら引いてはもらえないでしょうが、しっかりと安全面、そしてそんなに一般車が出入りするようなところに大きな建物の中途半端な工事現場では危険なことも想定されますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 工事に際しましてですけれども、狭小な場所に建物を建てるというようなことも想定されますけれども、今回の場合につきましては、体育館横の温水プール跡地は広さが十分確保できる敷地でもございますし、そうした条件の中で工事の施工をいただくということを示しながら、業者を決めていくということでございますので、それを承知の上で施工いただくというのは当然の条件として対応いただくものでございますので、十分可能であるというふうに考えている次第でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 4番目、行きます。

外階段については、災害時等、有事の際に避難通路として確保されるのか、また来館者の動線を踏まえた雨よけ、日よけなど、利便性や安全性の考慮はされるのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

体育館の外階段につきましては、撤去した上で代替となります新たな階段の設置を整備する計画でございます。こちらの新たな階段につきましては、おおむね4メートルの幅を計画しておりますのでございますが、詳細はまた設計の中で確認してまいります。こうした工事につきましては、令和6年夏までに完了できるよう工程を検討してまいりたいと考えております。

また、外階段の下は、現状において、雨宿りや日陰スペースとなっておりますことから、撤去及び代替施設の設置工事に係ります設計時におきまして、玄関前の軒の確保につきましても、検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 問5です。

野洲市総合体育館は、大アリーナや観客席数と併せ、県下有数の駐車台数を確保していることで、スポーツ大会等開催誘致に優位性がある一方で、野洲市民病院が隣接することに関して、大会運営に懸念がある競技団体があることから、開催誘致するための方策が必要であります。また、市民にトップレベルの競技を身近で観戦できる、見るスポーツの機会を提供するためにも、駐車台数が必要であるが、その時々、いわゆる大会等が開催される際の駐車台数確保について、これは国民スポーツ大会だけではなく、1年後におきましても、大きな大会があるそうでございます。そういった大会に向けて、その時々駐車台数確保についての対応をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、総合体育館におきましては、市民にトップレベルの競技を身近で観戦できる、見るスポーツの機会を提供するためにも、相当の駐車台数を確保するよう求められております。このことにつきましては、答申の中でも触れていただいているところでございます。

新病院整備に際しましては、体育館裏駐車場において一部立体駐車場の整備も検討し、整備後は、全台数といたしましては580台の駐車台数を確保する計画でございます。また、市民が観戦される競技大会につきましては、主に土曜日、日曜日、祝日の開催日となりますが、土曜日、日曜日、祝日におきましては、市民病院の職員、患者等の利用は約100台程度と想定しております。体育館利用者としては480台が確保できるものでございます。この確保台数につきましては、県内の体育館単独施設の駐車場の台数と比較した場合、相当多い確保台数であるとともに、現状の利用を大きく阻害することなく、公共施設間におけます効率的な総合利用にかなったものであると考えておる次第でございます。

さらに、こうした競技大会の主催団体等と連携した駐車許可方式や観光バスの回送方式など、オーバーフローが想定されるような大きな大会につきましても、その都度のあらかじめの対応により回避できるものというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 問6に行きます。

以上が答申内容の抜粋です。過日に行われた各コミセンでの新病院説明会では、国民スポーツ大会は10日程度工事を止めて対応とすらすらと説明をされておりました。しかし、先ほども言いましたように、前後にも大きな大会があると聞いておりますし、十分な安全対策と大会の雰囲気壊さない配慮が大切でございます。その点、あまりにも軽率というんですか、軽視をされているように私はそう思えてならないんですが、病院の大切さは本当に重々分かっているんですが、今もこれ順調にいつて、8年度開院ということですけども、ちょっとずらしていただけたら一番ありがたいかなと思うんですが、それよりも市民の健康や病院やと言われるご意見もあるかと思いますので、私の意見が正しいとは思いませんけれども、市民を挙げてこの国体を盛り上げる、これも1つの市民の活気です。市民にとっては大事な、この頃疲弊している時代、いろんなことが錯綜している時代ですので、こういったことでも本当にみんなが1つになっていける、野洲に来てよかったなど、選手団も、それから見に来てこられるお客様も、もう全国から来られるわけですから、特に卓球などはもう男女全部、全種目がここでされるわけですし、本当に野洲としては、またアピールする大きな機会でもありますので、そういう物産品もあるでしょうし、いろんなことで、いろんな視点で目を置いていかないと病院建設も分かりますが、ちょっとした工夫というのか、そういうあたりの工夫もぜひしていただいて、本当に安全に、いずれにしても仕上げていただきたいと、そのように思っておりますので、どうか最終までよろしく願いいたします。決して詰めが甘くないように、これだけは重々私は言っておきたいと思えます。ありがとうございました。

- 議長（荒川泰宏君） 岩井議員、回答は求めませんか。回答、いかが。今の質問の回答。
- 16番（岩井智恵子君） すみません。6の回答がまだです。すみません。まとめてしまいました。

あまりにも軽視されているというか、10日ほどで……。

- 議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後3時33分 休憩）

（午後3時34分 再開）

- 議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

布施政策監。

- 健康福祉部政策監（布施篤志君） 6点目のご質問にお答えをさせていただきます。

国民スポーツ大会等の開催に向けまして、市長を筆頭に野洲市準備委員会が組織され、

野洲市開催基本方針に従い、様々な人と団体が一体となって取り組み、準備を進められております。市として、決して軽視できるようなものではございません。

大会期間中は、工事を中断することはもとより、敷地内の会場の利用調整のほか、仮囲いの高さやデザイン、緑化、離隔距離の確保など、新病院整備に際しましては、答申内容を十分尊重し着実な対策を講じるよう、部局間におきまして十分に協議を行い、準備を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第13号、第9番、服部嘉雄議員。

○9番（服部嘉雄君） 第9番、服部嘉雄でございます。

私のところは、まず1点目に、滋賀県立高等専門学校の誘致についてお伺いしたいと思います。

高等専門学校の誘致については、前回の定例会でも質問させていただき、5月時点で6か所の市町が誘致に名乗りを上げ、6月8日の県の第1次審査の発表では野洲市市三宅地先の県有地が最も高得点で適地とされました。しかし、その後において、高島市や米原市など、新たな3市が名乗りを上げられ、合計で9か所の中で9月20日頃に最終決定がなされることとなっております。

本市の候補地は第1次審査では最高点でしたが、県有地の形状が不整形で、有効面積が少ないとされ、その部分の得点が低い結果でした。しかし、隣接する国有地との一体活用を提案し、その部分の問題は解消しているものと思われまます。

県では、ものづくり先進県として、産業界とともに新たな産業の創出や新たな日本社会を牽引する人材の輩出を目指すために、高専を軸とした人材育成が地域産業への技術実装へとつながり、小中学生の段階からの技術への関心と憧れを誘発するといった好循環の創出に挑むとしています。

そこで、第1問として、今後、野洲市に決定された場合、本市としてどのような取り組みを進めていくのか、お伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、服部議員の滋賀県立高等専門学校の誘致についての1点目にお答えします。

滋賀県初の高等専門学校となります（仮称）滋賀県立高等専門学校、以下、高専といたしますが、の設置場所につきましては、先ほど質問で服部議員が言われたとおり、今月に決定されるものと聞いております。決定された場合には、高専自体は県の事業でございます

けれども、野洲市としましては、県と地元の自治会や、あるいは企業をつなぐ窓口となり、野洲市一丸となって協力してまいりたいと、そのように考えております。

また、通学路の整備等、市の事業として担う部分もございますので、県の担当部局と十分協議を重ねて進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは、2問目へ移りたいと思います。

高専では最初の1年目に情報技術の基礎を学び、2年目から5年目において機械系や建設系といった4つの分野に分かれて専門分野の学習をすることとし、1学年120人の定員で、5学年600人規模の学校となると聞いております。

令和9年4月の開校予定であり、校舎等の施設整備は県で実施されるものと思いますが、野洲市で整備すべき施設等があるのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 服部議員の2問目の質問にお答えします。

県のほうでも高専に関する詳細はまだ公表はされておられませんので、何とも言えませんが、高専に係る施設は、原則として県が整備されるものと考えております。ただし、国有地に整備予定の河川防災ステーションにつきましては、本市の事業でございますので、野洲市が整備をするものでございます。

以上、答弁とします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは、3問目へ移ります。

今もおっしゃいましたが、高専敷地に隣接する国有地において、防災ステーションの整備、こちらのほうは市が担当するというふうにおっしゃっておられるんですが、その整備が予定されておりますが、その内容について、もし具体的なことが決まっておれば、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 服部議員の3点目のご質問にお答えします。

議員の皆さんに過日全員協議会で情報提供いたしましたときに、イメージ図と申しますか、高専の誘致の資料に、国有地を含んだ活用イメージ図をお示ししておりますけれども、河川防災ステーションの詳細につきましては、高専整備の有無によって内容も変わると思

います。したがって、今後高専設置場所の結果が公表され次第、河川防災ステーションの内容について関係部局と協議していくことになります。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは、4問目へ移ります。

9月20日頃、建設予定地が県のほうで最終決定されるとのことでございます。高専に対する市長の思いというのを伺いたしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 服部議員の4点目のご質問にお答えいたします。

高専の設置場所が野洲市に決まれば、本市の学生の進路の選択肢が増えることになり、大変喜ばしいことと思います。また、市内の経済団体からは、人材確保の面で高専に期待が寄せられており、ものづくりのまちとして、本市のさらなる発展につながると考えております。さらに、高専設置によって、県内外から生徒、教職員などが野洲市に来てくれることで、市のにぎわい創出にもつながると期待いたしております。これらの強い思いを込め、先般行われました整備地選定のプレゼンテーションで、通える高専、つながる高専として、しっかりPRさせていただいたところでございます。

何としましても、高専の整備地が野洲に決定されることを願っております。皆さん、一緒に願っていただければ、願いはかなうというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） ただいまも市長がおっしゃっていただきましたように、高専が野洲にできることにより、県内のみならず、全国から学生、あるいは教職員の方々が集まってくると考えられます。このことをきっかけに、野洲駅北口から市三宅のゾーンを中心に、まちの活性化を図るためにも都市計画道路の建設はもちろんのこと、市街化区域の拡大等を進め、店舗とか住宅の誘致を図るとともに、市内企業のみならず、市民も何らかの形で恩恵を受けられるような、例えば公開講座の開設であるとか交流事業の開催など、高専が野洲に来てよかったなと思えるような取り組みができれば、さらに野洲市の活性化が進展すると思えます。

また、先ほど防災ステーションを市のほうで整備するというふうなお話もございました。あの辺も一体的に、防災のときのみならず、市民が日常的に気楽に立ち寄れるようなそう



いう場所、高専が特別な場所やなしに、あの一帯が1つの学習、あるいは自然保護、防災、いろんな形で市民が集えるような場所になっていくことをご期待いたしたいと思います。

人口減少にも歯止めを、いやむしろ人口増加へのきっかけとなるべく、有機的に様々な取り組みをして進めていただきますよう期待したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問のほうに移りたいと思います。

2点目に、文化財の活用に向けた行政施策についてお伺いをしたいと思います。

野洲市は古来より人が居住し、文化が発達してきた地域でございます。古墳や銅鐸をはじめとする埋蔵文化財、数多くの神社仏閣、仏像など、文化財の宝庫とも言える地域でございます。

昭和63年に旧野洲町で歴史民俗資料館と弥生の森歴史公園が整備され、現在は歴史民俗博物館、通称、銅鐸博物館として銅鐸に特化した展示などは全国的にも有名でございます。銅鐸以外の展示については、例えば現在開催されている「竹工芸作家 杉田静山の美の世界」や「近江天保一揆 180年記念」などの企画展で取り上げられるなどしており、私も何度か訪れております。

しかしながら、我々のように市内に居住している者は企画展のたびに行けば、様々な分野の展示を目にすることができますが、それ以外の方にとっては銅鐸以外の歴史や文化を知る機会が少ないのではないかと思います。野洲市を、例えば観光等で初めて訪れる方に対しても、野洲市の歴史、あるいは文化、あるいはそのような偉人とか、全般的に知っていただく常設の展示等が必要ではないかというふうに思います。

そこで、まず問1として、常設展として銅鐸以外の展示の充実は検討できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 服部議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

歴史民俗博物館には3つの展示室があります。1階の第1及び第2展示室では、大岩山銅鐸をはじめとする銅鐸に関わる常設展示を行っております。2階の企画展示室では、市内の古代から近現代に至る歴史などを紹介する「野洲の歴史と民俗」の常設展示を行っております。また、展示室以外では、1階には、郷土の偉人や伝説、史跡を紹介するパネルコーナーも常設をしております。さらに、そういった常設展示以外にも、約2か月間を会期とする企画展を毎年開催しております。今年度は、秋に「近江湖南に華開く宗教文化一

野洲・守山の神と仏一」を開催いたします。

このように、市内の魅力ある多様な歴史や文化を紹介する内容にも取り組んでおり、銅鐸以外の展示のさらなる充実を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） 2問目のほうに移りたいと思いますが、今の部長のご答弁でもございました。常設といいますか、野洲の、例えば偉人とかは1階の通路のところにパネルで展示しておるといふふうにお伺いしております。私も何回か見ておりますが、これぐらいのパネルですかね。例えば、土川平兵衛にしろ、いろんな北村季吟等にしろ、パネル1枚の展示があるのみで、若干ちょっと弱いかなという、いつも思いをしながら見ておるわけでございます。

例えば、博物館の本館での展示が難しいのであれば、今後、例えば野洲駅南口駅前整備の中で、にぎわい創出として整備されるであろう施設の中で、観光案内施設等とともに、野洲市の紹介施設としてこのような、やはり野洲市の歴史、文化、偉人、いろんな、野洲市を外部に紹介できるような、そういうものがそういうところで展示することはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本市を観光等で訪れる方に歴史や文化を知っていただくため、玄関口である駅前の観光案内施設等で、本市の歴史、文化を案内や紹介することができれば、大きな効果があると認識しております。その観光案内施設等で、展示等による紹介スペースがあれば、その効果はさらに高まると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員、3問目、続けてください。

服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは、問3のほうに移りたいと思いますが、市内には様々な史跡や神社仏閣等の観光地がございますが、観光客等に対してモデルコースの設定や案内等が、私はあまり承知していないので、知らんだけかもしれませんが、十分できていないのではないかとこのふうにも思います。講座の開設とか体験学習等も含め、そういった観光のモデルコースの設定等、充実はできないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

議員もご承知いただいているとは思いますが、本市は野洲市観光物産協会を核に観光振興に取り組んでおります。

ご指摘のモデルコースの案内ですが、現在、観光物産協会では、野洲を満喫できるモデルコースとして、自然派コース、歴史派コース、合わせまして5コースを紹介しています。また、本年度はヤスイチサイクリングマップをリニューアルいたしますが、今回のマップ作成に当たっては、三上山一周コースや歴史探訪コースなど、テーマを分けたモデルコースを新たに設置する予定でございます。

このほか、平家ゆかりの地や市内史跡、神社仏閣などを観光スポットとして周遊するデジタルスタンプラリーの開催も予定しております。市ではこうした新しいメニューを盛り込んで、観光周遊の促進を図っていきたいと考えております。

それと、講座や体験学習につきましては、歴史民俗博物館で開催される歴史講座やまが玉作りなどの体験コーナー、さらに家棟川エコ遊覧船によるエコツアーなど、これまでから野洲市ならではの事業が展開されていますし、民間企業様からご提案された箸作りといった体験ツアーもございますので、連携できるところは官民が連携し、あるいは情報交換するなど、今後も観光振興につながるよう努めてまいりたいと考えております。

様々ありますけれども、市としては、観光振興指針に基づいて、観光事業を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） 野洲市はどこを掘っても文化財が出てくると聞いたことがございます。そのような歴史と文化のまちをもっとうまく活用できないでしょうか。これ、教育委員会、文化財サイドと観光サイドとなかなかミックスするというのは難しいかもわかりませんが、例えば文化財の発掘体験や土器の復元体験、これは多分教育委員会サイドで今までからもやっていたらしゃるんじゃないかなと思うんですが、そのほかにも、かつて昭和の初め頃まではあったと言われる旧野洲郡内の仏像を巡ることを33所観音巡礼とか、市内至るところで見られるお地蔵さんを、例えば探して巡る観光とか、市民の理解と協力が必要ですが、様々な切り口が考えられるのではないかと思います。

それとともに、例えば昔からの偉人といいますか、聖地巡礼という言葉がございますね。

県内で言うたら、豊郷小学校が京都アニメーションで「けいおん！」というアニメーションで有名になって、結構今でも、やはりそういったファンの方が訪れ、1つの観光地といえますか、聖地になっておる。そういうようなことを考えたら、うちでも、野洲市でも、例えば天保義民の土川平兵衛でもお墓のところに看板1枚があるだけで、そこに行って、何かを学習しようとか何とかいうても、なかなかそういう聖地巡礼して何かを見るというのが少ないように思うし、そういうようなことは、例えば松尾芭蕉の師匠である北村季吟の問題でもそうであろうし、住友の初代、あるいは2代目の総番頭、総理事であった広瀬幸平とか伊庭貞剛なんかも、この広瀬幸平、伊庭貞剛に関して言うたら、四国の愛媛県新居浜市に行きますと、もう本当に博物館が整備してあったり、広瀬幸平の生家があったり、あるいは別子銅山の採掘工場跡やらが物すごく観光整備されておって、年間、物すごい観光客が、私もずっと山の上まで登りましたけれども、ああいうふうに展開されておられると。

一方、生まれ故郷である野洲市、2人とも八夫の生まれですが、野洲市には、八夫にこんな小さな石碑が1つあるだけというような非常に寂しい状況。やはり、滋賀県でも、例えば住友活機園、石山にございます。そんなんとか、近江八幡市のほうやらにもございますけれども、肝腎の、本来の元、生まれ地、故郷である野洲市には何にもない。やはり、もっと、例えばそういう住友財団とか、何か話して、そういう展示とか、何か協力していただくということで、そういう方がもっと来ていただけるようになるんじゃないかなと。

もっと最近の人で言うたら、例えばT. M. Revolution Pの西川貴教なんかでも、うまいこと活用すりゃ、あの人も滋賀県の観光大使なんかもやっていて、何でイナヅマロックの寄附金が滋賀県に行くんだらうと、野洲市に何で来ないんだらうといつも思っておるわけなんですけれども、そういうことも含めて、観光というか、あるいは聖地として駅前のようなところで何かできないだらうかということを常々思っております。これは私、今の感想でございます。

問4のほうに移りたいと思います。

市内にはまだまだ隠れた文化財が眠っております。一昨年、比留田地区で復元整備された曳山も2基は整備されましたが、本来はもう何基かあったように聞いております。同じ比留田地区にある近松家住宅の忠臣蔵の赤穂浪士四十七士の1人、近松勘六行重が隠遁していた屋敷として有名でございますが、近年、整備が追いつかず荒廃しつつあります。築

300数10年以上の葦葺き住宅は忠臣蔵ファンでなくとも見応えのあるものでございます。行政の力で整備する方法もあるかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 服部議員の4点目の質問にお答えをさせていただきます。

比留田の曳山は、祭礼行事に巡行されていたもので、現存する2基のうち1基は江戸時代末期に造られたことが明らかになっています。ひるた曳山保存会が曳山の修理を行うなど、保存や活用に熱心に取り組んでおられます。

また、近松勘六ゆかりの近松家住宅は、貴重な文化遺産であることは認識しておりますが、増改築部分が多いため、文化財としての指定や整備は難しいと考えております。

これらのほかにも、先ほど議員がおっしゃいました偉人の活用ですとか民間を活用するとか、それと、さきの全員協議会で報告させていただきました事務移管を市長部局のほうに行いまして、今、この答弁でもやっていますとおり、教育委員会と市長部局が分かれて答弁しているような状況でございますので、事務移管が行われましたら、一括して市長部局の中で強力でそういったこともタイアップして進められると、そういうふうに思っております。以上のように、さらに活用を進めていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） ありがとうございます。

実は近松家住宅も、やはり私は何回も訪れておるんです、家が近いものですから。もともと近松医院で、お医者さんでございました。ご主人が亡くなられて、奥さんと娘さんが1人だけ、今、2人で住んでおられるような状態でございますけども、もう修理が追いつかんと。それで、話をしていますと、もう全部、例えば市に寄附してもいいと。敷地、屋敷全部寄附してもいいと。例えば、守山市に諏訪家住宅とか、あれもかなり古い住宅で、市に寄附されて、市のほうで整備されて保存されておられる。そういう例もございますので、何とかならんやろうかなという思いで、私も時々見に行って、話をしたりもしておるんです。

なかなかいろんなことをクラウドファンディングでどうやろうとか、いろいろ考えたんですが、やはりきちっとやるんでしたら、そういう行政が手を入れるほうが的確じゃなかろうかなと思って、あえてこういうちょっと個人の住宅の話ですが、歴史的にもかなり価

値もあると思いますし、また古代の間取りに復元したら、昔、奈良女子大学の学生さんや先生方が調査して、報告書もまとめられておるといようなことも聞いております。文化財があると思いますけれども、ぜひともご検討いただければなど、将来的な課題としてお願いして、質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第14号、第11番、山崎有子議員。

○11番（山崎有子君） 第11番、創政会、山崎有子です。よろしくお願ひいたします。私は3項目について質問させていただきます。

1項目めは、ふるさと納税の現在の状況についてです。

野洲市は、令和3年10月から返礼品を設定しましたふるさと納税制度を利用しています。令和3年度決算においては、寄附金額6億1,891万3,400円でした。必要経費が差し引かれて、収入になると思います。

1問目、ふるさと納税の募集に要した費用等の項目と金額、そしてそれらの支出を差し引いて、様々な事業に使える金額を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

令和3年度のふるさと納税の募集に要した費用の合計は2億9,178万6,000円でした。内訳は、返礼品等の調達に係る費用が1億8,016万円、返礼品等の送付に係る費用が880万5,000円、広報に係る費用4,412万8,000円、決済に係る費用463万2,000円、事務に係る費用5,406万1,000円でした。

また、ふるさと納税でご寄附いただいた金額は全て野洲市まちづくり寄附条例により、野洲市まちづくりに関する7事業のいずれかの財源とすることになっています。この寄附金の募集に要する費用につきましては、寄附金から直接支出するものではなくて、これとは別に一般財源を予算化して支出しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 広告料の中に宣伝に使われた費用もあると思います。2問目ですが、どのような方法で宣伝活動をされたのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 2点目のご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度は、シティープロモーションとして、読売ファミリーで新聞掲載しました。また、市ホームページや「広報やす」に掲載したほか、大阪滋賀県人会の会報誌「近江路」のふるさと納税特集ページに、県内の他市町とともに広告掲載いたしました。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 近江八幡市では、大阪駅に「ふるさと納税返礼品 近江牛」の宣伝看板を出しておられるようです。多くの方が目にする場所ですので、宣伝効果は絶大だと思います。野洲市の場合、SK-IIが断トツの人気ですので、多くの観光客、特に女性が訪れる京都駅等であれば、宣伝効果が大きいのではないかと考えます。また、女性雑誌への宣伝等はどうでしょうか。

これは1つの提案なのですが、3問目、今後、宣伝方法として何かお考えになっているかどうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 3点目のご質問にお答えさせていただきます。

総務省の告示におきまして、返礼品を強調し、寄附者を誘引するような広告が禁止されていることや、寄附金の募集に要する費用等の必要経費は寄附額の50%以下に抑えなければならないことなど、一定の制約があるため、広告掲載を行うためには慎重な検討が必要であると考えます。

今後も、国の定めた基準内で、費用対効果を慎重に判断し、効果的な広告があれば、積極的に活用しPRしていきたいと考えています。

1つの例を挙げますと、先ほど奥山議員から、東京の「ここ滋賀」の話がありました。そこでも一応確認は取りました。現時点ではうちのふるさと納税のパンフレットは置いてはいないんですが、これはうちだけじゃなく、全部置いていません。なぜなら、多分全部の市町村に確認したわけではないんですが、総務省のふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aがございます。その中で返礼品等を強調した寄附者を誘引するような宣伝広告がもう駄目だよと言っていることから、やっぱりどこの市町村も疑いをかけられるようなことをしますと、本体がなくなってしまうと、どうしようもないので、そこはちょっとしていないのではないかなと推測しております。そこは先ほど申し上げましたとおり、積極的にやりたいんですけれども、変な疑いをかけられないような形でと考えると非常に難しいところがございますが、今後考えていきたいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） いろいろ制度上、制約がありそうではありますが、今後、ぜひいろいろな方法をお考えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

4問目です。

4月から7月末までの寄附額の実績はどのくらいになっているか、伺います。

また、滋賀県内では何位くらいであったか、県内5位くらいまで入っているところはどこか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、4点目のご質問にお答えさせていただきます。

4月から7月末までの寄附実績は2億3,343万5,000円でございます。8月末現在でいきますと8億860万2,000円でございます。

各市との対比でございますが、令和4年度はまだ年度途中でございますので、まだ公表されておりませんが、令和3年度で多い順の市町から申し上げますと、近江八幡市、高島市、野洲市、彦根市、米原市です。県内では3番目でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 近江八幡市にしましても、高島市にしましても、近江牛の選択肢が大変種類も多くて、金額も高いので、かなりな金額になっているのだと思いました。また、近江八幡市は東京西川の寝具などでも、かなり高額の商品があるようでございます。ありがとうございます。

では、5問目です。

返礼品は地場産業の振興や新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上につながるものです。当初、市内業者は27社、返礼品は162点でしたが、6月15日にふるさと納税返礼品提供事業者向け説明会が実施されましたが、返礼品を提供して下さる企業や個人事業者が増えているかどうか、伺います。

企業名とか個人名、品目など、分かれば教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、5点目のご質問にお答えさせていただきます。

本年6月15日に開催した返礼品提供事業者向け説明会の実施後、新たに5社の登録申



請があり、令和4年8月末時点で、返礼品提供事業者38事業者、返礼品数は187品16種類となりました。

新たに登録申請があった事業者は、NOBOTA STORE、コーヒー豆でございます。ふれあいワークーズ、Tシャツほかでございます。有限会社御菓子司梅元老舗、これは和菓子でございます。エヌアイ珈琲、コーヒー豆でございます。野洲市観光物産協会、ドウタクくんグッズとなっております。今申し上げた5社のうち、NOBOTA STOREのコーヒー豆、有限会社御菓子司梅元老舗の和菓子については、既に寄附受付サイトで申し込みが可能となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） ありがとうございます。

企業や事業者が増えてきたことは大変今後の地場産業の振興にとってありがたいことだと思いますし、今後も増えていくことを期待しております。

次に、ふるさと納税寄附金の使い道について伺います。

広報5月号で、市民活動支援事業、農業振興対策事業、図書館ブックスタート推進事業に合計120万円がまちづくり寄附金として活用されたと公表されました。そのほかの事業で、一部補助金、起債等で使われたということで構いませんので、ほかの事業で使われた、一部でも事業名が分かったら、教えていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 山崎議員の6点目の質問にお答えいたします。

令和3年度につきましては、まちづくり基金繰入金120万円以外の活用についてはございません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 広報の5月号に出た、合計120万以外はないということですね。はい、分かりました。

6日に東郷議員からセミナー参加されて、寄附金の使い道について、先進市の取り組み等を紹介され、提案されました。福井県坂井市の取り組みで、寄附金市民参画検討委員会で、市民から使い道を応募し、委員会で検討、必要な修正をして決める、そして寄附する方々にも提示して、寄附金の使い道を決めてもらうということでした。市民の参加が大事

であるということ、私はその視点を初めて知りました。執行部のほうからも、今後検討していきたいとのお答えがありました。

野洲市は、栢木市長になってから取り組みを始められたばかりです。市民にとりましては、この寄附金は本当に明るい希望となります。市民も使い道について参画できる機会があるならば、ふるさと納税についての関心が高まるに違いありません。難しい面もあると思いますが、今後、様々な方法を検討していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すみません。少し訂正させていただきます。

先ほど、8月末までのふるさと納税の寄附金実績、私は3億と言ったつもりだったんですが、8億で聞こえたというお話を聞きましたので、8月末は3億860万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） ちょっと残念でしたけれども、ありがとうございます。

それでは、7番目の質問です。

ふるさと納税について伺います。企業版ふるさと納税、地方創生応援税制は1件協力企業が前年度あったと思いますが、その後、協力企業はありますでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 山崎委員の7点目の質問にお答えします。

令和3年度は、議員おっしゃるように、本市に工場がある企業から1件寄附がございました。令和4年度につきましては、現時点で寄附の実績はございませんけれども、最近1件の寄附の申出の問い合わせがございました。確定いたしましたら、また全員協議会等で報告のほうをさせていただきたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） ありがとうございます。期待しております。

それでは、1項目めの質問を終わらせていただきます。

2項目めの質問に入ります。

三上こども園の駐車場整備工事についてです。

このことはもう大分めどが立っていると思うんですけども、どうなっているんだという問い合わせをたくさんお聞きしますので、確認のためにお伺いしたいと思いました。現在、三上こども園駐車場整備工事が進められていますが、工事が随分遅れているようです。その理由を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、山崎議員の三上こども園駐車場整備についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

当該事業につきましては、隣接する県が行う県道野洲甲西線路肩拡幅工事、正式名称は野洲甲西線単独道路改築工事の完了時期に合わせて、令和3年度、昨年度の事業として進めておりましたけれども、県道の工事が令和4年度に繰り越されたことから、駐車場整備事業についても一部繰越しを行いまして、今年度実施をしているところです。

また、工事の完了につきましては、当初、令和4年5月末を予定いたしておりましたが、県道工事の資材の納品に日数がかかりまして、工事着工が遅れたことから、本事業の県道に面する部分の工事、フェンスの設置でありますとか重力式擁壁の設置、それから駐車場の舗装工事が実施することができませんでしたので、工期の延長を行っているところでございます。

なお、県道拡幅工事に影響がない箇所の仕事は既に終えている状態でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 県道野洲甲西線の歩道部分の拡幅工事が遅れているということでしたけれども、ほぼ終わっているんですけど、舗装はまだ終わっていないんでしょうか。もうちょっと残っているなという感じがしたんですけども、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、今のご質問にお答えをさせていただきます。

擁壁等の工事が終わっておりまして、仮舗装状態であるのはこの質問をいただいてから確認をいたしました。一応、県からの連絡では9月の第2週です。もうすぐ完成するように聞いております。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 分かりました。そしたら、2問目の質問は結構です。

県道野洲甲西線の工事が行われる日は一方通行になるため、もう本当に朝夕の通勤時間帯は大変な渋滞になっておりました。できるだけ早く完成することを、あそこを通る者は望んでおりました。もうめどが立ったということで、ほっとしております。

完成後のことを伺います。3問目です。

駐車場からこども園までは道路を横断しなくてはなりません。駐車場の前に横断歩道ができるのでしょうか。どのような方法で送迎される親御さんが県道を渡っていかれることになるのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） すみません。2点目のところで確定するようなことをさっきお答えしましたので、飛ばしていただいたんですけど、県道の工事の事業者と駐車場の工事の事業者につきましては、工事開始以来、随時必要な協議を行っていただいておりますし、また市と県の担当者についても、令和3年度には3回、それから今年度に入ってから1回、事務所であったり、現場で打ち合わせをして、対応しているところです。

それと、一応9月の第2週に県道の工事が完了するめどというふうに聞いておりますので、それから最後、駐車場のほうの仕上げをさせていただいて、11月初旬、10月末から11月の初めには供用開始できるのではないかとというふうに考えております。ちょっと補足をさせていただきました。

それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

前面道路の県道野洲甲西線は、主要地方道でありますことから、ご承知のように、交通量は大変多うございます。大型車両も多く通る道路でございますので、そこをそのまま横断していただくというのは非常に危険であるというふうに思っておりますし、また近くの横断歩道は交差点からも近うございますので、横断歩道の設置については、現時点では要望することは考えておりませんので、今申しました、県道との交差点である三上小学校前信号、山地内科の前ですけれども、そこを渡っていただけるということで、渡っていただくというふうに考えております。

あと、質問ではありませんけど、駐車場と県道には約40センチの高低差がございます。ただ、なだらかなスロープとなりますので、安全面の影響はないとは考えていますけれども、駐車場の入退場については十分注意していただくように、必要に応じては看板の設置なども行って、保護者の方には注意いただくようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 横断歩道は山地内科のところを通るということなので、親御さんについては、集落の中を歩いて、山地内科のほうに出させていただくというルートになるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 路肩、県道のほうを拡幅していただきまして、大体1.2メートルか1.7メートルぐらいの幅ですので、多少交通量が多いときとか大型車が通るときは危険ですので、ご承知のように、園舎の前のほうにも駐車場がございまして、そちらのほうにご利用と、それから、今、整備するところを使っただけの場合については、そちら路肩のほうを通行していただくんですけども、時間に余裕があって、危ないと思われたら、従来の市道のほうを歩いて、交差点に出させていただくということも可能かというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 駐車場は道路よりも60センチと書いたんですけども、40センチほど低くなっておりますので、少し坂になっていきますし、アクセル吹かしたときに危なかったりとか、車の出入りのときは、保護者の皆さんには十分注意を払っていただかなくてはなりません。駐車場を整備されることは大変ありがたいことです。あそこの保育園は駐車場が狭くて、駐車場待ちで渋滞ができるような状態です。保護者の皆さんには、運転には十分注意をして、慎重な出入りをお願いしたいですし、お子さんの安全を第一に考えて、毎日の送迎をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

2項目めを終わらせていただきます。

3項目め、保育園夏季の給食停止期間についてお伺いします。

今年の公立こども園、保育園の夏季給食停止期間についてお聞きします。今年度、給食停止期間は8月8日から8月17日までという10日間停止期間がございました。保護者の方はお盆期間休める方ばかりではなく、平日だけを数えても6日間、仕事に行くためには、子どものお弁当を作らなければなりません。8月8日、9日というのは平日です。月、火ということで、まだお盆休みではありません、普通の場合。

1問目です。なぜ10日間、給食センターが休みになるのか、その理由と例年10日間くらい給食センターが休みになっているのかということをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 山崎議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

給食センターでは、毎年、学校が夏休み期間となる8月上旬の10日間程度、給食を停止し、機械設備の保守点検や修繕、受水槽の清掃などを行っております。特に、その中のボイラーは検査証の有効期間が1年で更新のため、ボイラーを止めて検査をする必要があります。停止する10日間は、ボイラーの実点検としては5日間程度でございますけれども、検査で不具合が発生した場合に備えるため、数日間予備日として確保をしております。さらに、受水槽の清掃なども行っており、合わせて10日間となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 過日、文教福祉常任委員会で所管事務調査をさせていただいたとき、給食センターは本当に老朽化して、買換えとか修繕が必要な機材がたくさんあることを知りました。

2問目の質問ですが、ボイラーも老朽化のため、点検に時間がかかるということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ボイラーは設置して約15年が経過しますが、毎年同じ点検期間を要しており、経過とともに期間が長くはなっておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 10日間かけてボイラー以外にも点検を行うところがあるというところをお聞きしましたが、その点検期間を少しでも短縮をしていただくことはできないものかと思いますが、それについて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育長。

○教育部長（馬野 明君） 3点目のご質問だと思いますけれども、ちょっと1点目と重複する部分もございますけれども、ボイラーの検査方法は、まず本体を分解し、その後整備と検査を行います。その検査に合格なら再度組立てとなり、毎年5日間程度の工程というふうになっております。さらに、受水槽の清掃などを行っております。このように主にはボイラーの検査に時間を要しておりますが、検査で修繕が必要になった場合の部品調達期間など、予備日としてのリスク管理も含めて、10日間は必要な期間であり、これ以上の短

縮は現在のところできないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 市内の法人立の保育園では、平日だけで8月のお盆期間2日から4日間、これがお弁当持ちの期間であります。特に夏季は食材が傷みやすく、お弁当作りは大変気を遣います。法人立では各園で給食を作っておられるため、条件が違うので、やむを得ないかもしれませんが、公立こども園、保育園に入園させている保護者から見ると、少しでも給食停止期間が短いほうがありがたいと思われれます。期間短縮が無理であれば、他の方法でも、2日間ぐらい給食を提供することは考えられないものでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

他の方法による給食の提供につきましては、例えば給食業者に発注して納入してもらうというような方法が考えられますけれども、大量の食数を数日間だけ発注するということになります。それから、幼児向けの給食を必要な数だけ提供できる事業者の選定とかコスト、配送方法、それから残食ですね、食べ残しの処分方法等、様々な課題がございまして、実施はなかなか厳しい状況であります。

そのため、少しでも影響を少なくするため、園児の登園が1年間で最も少ないお盆を含めた夏の期間に点検を給食センターにお願いしているというところでございます。

ただ議員ご指摘のとおり、その期間につきましては、保護者の方にご負担をおかけしているということですので、ハードルはなかなか高いですけれども、先ほど申しました課題をクリアして、少しでも負担が軽減できる方法を今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 今後、方法をご検討いただくということでありたいと思います。公立こども園、保育園を利用されている保護者をサポートするためにも、また公立こども園、保育園と法人立保育園の公平性の観点からも、ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。本日はこれにて延会いたします。（午後4時31分 延会）



野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年9月7日

野洲市議会議長                      荒川泰宏

署名議員                              服部嘉雄

署名議員                              奥山文市郎